

むつ市議会第187回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成18年3月22日(水曜日)午前10時開議

諸般の報告

第1 一般質問(市政一般に対する質問)

- (1) 13番 東 健 而 議員
- (2) 39番 鎌 田 ちよ子 議員
- (3) 44番 目 時 睦 男 議員
- (4) 14番 澤 藤 一 雄 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（50人）

1番	濱田	栄子	3番	白井	二郎
5番	堺	孝悦	6番	川端	一義
7番	川下	八十美	9番	菊池	一郎
10番	新谷	功	11番	高田	正俊
12番	村川	壽司	13番	東	健而
14番	澤藤	一雄	15番	石田	勝弘
16番	富岡	幸夫	17番	杉浦	守彦
18番	柴田	峯生	19番	杉浦	洋
21番	横垣	成年	22番	工藤	孝夫
23番	大澤	敬作	25番	東谷	良久
26番	東谷	正司	27番	佐々木	隆徳
29番	竹本	強	34番	飛内	賢司
35番	赤松	功	36番	田澤	光雄
37番	徳	誠	39番	鎌田	ちよ子
40番	菊池	広志	41番	野呂	泰喜
43番	千賀	武由	44番	目時	睦男
45番	田高	利美	46番	澤田	博文
47番	菊池	清	48番	柏谷	均
49番	工藤	清四郎	50番	服部	清三郎
52番	杉本	清記	53番	慶長	徳造
54番	佐藤	司	55番	牛滝	春夫
56番	本間	千佳子	57番	半田	義秋
58番	坪田	智十司	59番	斉藤	孝昭
60番	中村	正志	61番	富岡	修
62番	川端	澄男	63番	宮下	順一郎

欠席議員（13人）

2番	山本	留義	4番	村中	徹也
8番	小林	正	20番	久保田	昌司
24番	松野	裕而	28番	立石	政男
30番	千船	司	31番	坂井	一利
32番	福永	忠雄	33番	板井	磯美
38番	佐々木	肇	42番	工藤	直義
51番	池田	正利			

説明のため出席した者

市長	杉山	肅	助役	田頭	肇
収入役	田中	實	教委員	山本	文三
教育長	牧野	正藏	公営企業者	杉山	重一
代査委員	菊池	十 四 夫	選挙管理委員会事務代理	佐々木	鉄郎
農委職員 業会長務者	坂本	正 一	総務部長	齋藤	純
総務課 総務監	佐藤	忠 美	企画部長	渡邊	悟
民生部長	高橋	勉	保健福祉部長	名久井	耕一
経済部長	森	正 剛	建設部長	藤井	幸男
教育部長	宮下	孝 信	教委事務	新谷	加水
監査委員 局長	小川	照 久	総務課	佐藤	節雄
企画部長	工藤	武 勝	企財課	近原	芳栄
選挙管理委員会事務局長	大芦	清 重	公企副総務課	石田	武男
企画課 部長	奥島	慎 一	企財課	下山	益雄
農委事務 局長	吉田	薫	公企浄水課	大橋	涉
川庁舎所 内長	佐藤	吉 男	大庁舎所	中嶋	康夫
脇野所 所長	千船	藤 四 郎	総務課	濱田	賢一

事務局職員出席者

事務局長	藤田	修	次長	小島	昭夫
主幹	柳田	諭	庶務係長	古川	俊子

係查
主任
務主
庶主
係任
務主
庶主

濱 村 勝 義
赤 石 奈 穂 子

係查
查事
調主
議主

青 山 諭
葛 西 信 弘

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（宮下順一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は50人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（宮下順一郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

3月16日、本会議終了後の議会運営委員会において、工藤孝夫議員外44名から提出がありました意見書1件について、明日の本会議に議員提出議案として上程することが決定しておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

日程第1 一般質問

○議長（宮下順一郎） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、東健而議員、鎌田ちよ子議員、目時睦男議員、澤藤一雄議員の一般質問を行います。

東 健而議員

○議長（宮下順一郎） まず、東健而議員の登壇を求めます。13番東健而議員。

（13番 東 健而議員登壇）

○13番（東 健而） おはようございます。川内町

出身で新むつクラブ所属の東健而でございます。市議会議員になり、今回で私の一般質問も4回目になりました。今第187回定例会は、同僚議員も述べているとおり、昨年3月14日、4市町村が合併し、ちょうど1年が経過した中での定例会であります。今回私は、長年旧川内町のために貢献してきたお年寄りたちの現在の境遇並びに昨今の川内地区民の置かれている現状を踏まえ、おこなっている流雪溝の整備やこれからの子供たちの教育のあるべき姿、人命にかかわる飲料水の問題など、合併前の行政が積み残してきた問題点3項目について、通告のとおり一般質問を行います。

今回も、また予算の持ち出しに付随する問題が幾つか含まれております。今議会で市長は、私たち議員に行政改革大綱と行政改革実施計画、集中改革プランを示されました。16日の一般質問で斉藤議員もこれを取り上げておりましたが、中には、まず財政運営の健全化とともに、行政ニーズに対応した効率的な組織の実現、市が担うべき役割の重点化などがうたわれています。住民サービスの中には、お年寄りへのいたわりの心が大切な場合もありますので、冒頭から市長及び理事者側の前向きかつ柔軟なご答弁をお願いしておきたいと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。1項目め、安部城地区の流雪溝の整備についてお尋ねいたします。この地区の市道安部城1号線ですが、流雪溝の整備について、旧川内町の行政からは、3年後に完成させると伺っておりました。合併後1年が経過しましたので、あと2年で計画は実行されるものと期待していますが、これが新市長期5カ年計画の中に組み込まれ、予定どおりできますでしょうか。この計画が合併後どのようになっているのか、私初め住民にはよくわかっていないようですが、昨年この地区会長から要望書が出されているとも伺っています。

そこで、この問題について、以下4点について市長にお尋ねいたします。

まず1点目でございます。整備の見通しについてであります。この計画は、本市の長期5カ年計画、過疎地域自立促進計画の中に組み込まれていますが、その見通しについてお答えいただきたいと思ひます。

2点目でございます。水源と水の確保についてお尋ねいたします。私の調査によりますと、流雪溝をつくった後の水源管理について、現地ではなかなか難しい問題があると伺っております。現在完成し、使用されている隣の銀杏木地区の水源を利用する計画のようではありますが、この地区の人たちの話では、銀杏木では水量が少なく、両側にある流雪溝に一度に水を流すことができないので、片側ずつ午前と午後に分けて水を調節している状態だそうであります。これではとても安部城地区に水を分けてやる水量に乏しいと話しています。また、導水の距離的な問題もあり、もし分水するとすれば、午前、午後の2度の配水がさらに厳しく、不足ぎみのこの水を二つの地区に交互に流すようにしなければならず、豪雪続きの最近、毎日の雪片づけが待っている現状から、銀杏木の人たちは納得しないのではないのでしょうか。水が流れなければ、せっかくの流雪溝をつくっても宝の持ちぐされになります。この水源問題についても、その解決方法を示していただきたい。

3点目ではありますが、水源対策についてお伺いいたします。これは、あくまでも私の提案ではありますが、一つ目は、少し遠いのが難点ですが、特別養護老人ホームせせらぎ荘の近くに水量の豊富な沢があります。この沢から冬期間だけ導水するようにしたらいかがでしょうか。

二つ目は、この地区は昔から水量の多い地区でございますので、井戸を掘り抜いてポンプアップして水を確保する案であります。安部城地区は、

山側から急勾配になっていきますので、適度な水が確保されれば相当効率のいい使い方ができます。いかがでしょうか。

4点目、流雪溝の前倒しについてお伺いいたします。さて、合併してから旧町村部のサービス低下が著しいと言われ続けています。私は、このことを昨年も何回も取り上げましたので、市長も頭が痛いと思いますが、辛抱して聞いていただきたいと思ひます。

川内地区では、冬期間の今、公共事業の激減で仕事を解雇される人の数も多くなって、生活費をどうするか、行き場のない人たちが増加しています。これらに市長は、財政難でもやれるものはやると決意を述べており、非常に心強い限りですが、一方では財政が逼迫しているとも言い続けています。このように緊急でかつ住民が大変困っている状態を緩和するのが市長の役割でもあれば、少しずつでも事業予算の配分を考慮されるのがいい市長と言われるゆえんでもあるのではないのでしょうか。今回松川の側溝整備の予算もつけていただきましたが、そのあたりまではご決断とご配慮に深く感謝申し上げておきたいと思ひます。

そこで、もう一踏ん張りをお願いをしておきたいと思ひますが、この地区の流雪溝について、両側につくる計画のようではありますが、私は両側と言わず、まず片側だけでも前倒しについて整備されることを提言したいと思ひます。3年後ということでしたが、1年を経過し、あと2年後ということだと思ひますが、1年でも2年でも前倒しで取り組んでいただけないものでしょうか。ここの工事箇所は、距離的にはそんなに長くないことから、さらに片側になるとコスト的にも相当負担が軽減できます。年老いて豪雪のために大変な思いをしているこの地域の人たちの意を酌んでいただきたいと思ひます。前倒しは善政を待つ地区住民の信頼を高めることになるということをお申し上

げ、市長のご答弁を賜りたいと思います。

次に、2項目めの質問でございますが、戸沢地区の砒素検出水道水問題について、公営企業管理者にお伺いいたします。下北の砒素については、大昔恐山が噴火を起こしたときに、この下北半島全体に大量の火山灰が降り積もったとも言われています。これによって恐山付近には金、銀、銅、亜鉛などの多量の金属が埋蔵されているという地下資源調査報告書もあります。しかし、これはこの金属類の精製過程で何らかの形で砒素が発生し、噴火とともに火山灰と一緒に下北の各地へまき散らされたという説であります。ですから、この地に砒素が検出されるのは不思議ではないものですが、しかし問題は、この砒素の濃度であります。噴火により形成された砒素は、数千年の時の流れを経ているうちに希釈され、薄められ、全くと言っていいほど無害に等しい状態になっているとの説もございます。

さて、戸沢地区に供給している水道水であります。この中に微量ではあるものの砒素が検出されています。これと噴火時に形成された砒素との関連性は今のところはっきりしませんが、突然変異か、基準値に近い高濃度の砒素が検出され、それが現在も濃度が下がることもなく出続けています。今この問題解決の責任は、新市に移りました。そこで、付近住民の健康被害を危惧するという立場から、現在の水質管理について、新市の行政側ではこれに対してどのように対処していただけるのか、論点を絞りながら次の6点について改めて質問させていただきます。

まず1点目でございますが、砒素検出の認識はということでございます。戸沢地区の飲料水に現在も砒素が希釈され、供給され続けていますが、公営企業局長であります管理者は、それをご存じかどうか、また砒素についてどのようなご認識をお持ちでしょうか、お尋ねいたします。

2点目でございます。砒素濃度の基準値について。旧川内町議会で私の質問に行政側から、戸沢地区の水道水に基準値以下だが、砒素が含まれているとの説明があり、それが現在も供給され続けております。その濃度は、基準値の限界濃度0.01ミリグラムパーリットルに非常に近く、0.007から0.009ミリグラムパーリットルで、大変逼迫した状態にあるそうですが、最も懸念されることは、その濃度が少しずつ上昇傾向にあるということにあります。それで、県との話し合いの結果、その値を下げる必要に迫られ、町では平成15年の年末にかけて、旧むつ市の水道水を戸沢地区に引き、1日30トンの水を受水し、簡易水道水を希釈して砒素濃度が0.006ミリグラムパーリットル以下に下げられ、安定供給されていると伺ってまいりました。しかし、その差は0.004のすこぶる僅差で、私はいろいろな気象条件のもとにあって、基準値を簡単にオーバーしてしまうのではないかと、非常に危機感を抱いております。砒素濃度の基準値は0.01ミリグラムパーリットル以下であれば問題ないと言っていますが、これがどのような観点から決められたのか、旧行政側の考えは基準値以下の0.006ミリグラムパーリットルを守り、供給していれば、人体には影響がないと言っています。しかし、人の中には健康体の人がばかりではなく、老人や病気のため体調不良の人もいます。また、大人と子供の違いやさまざまな体質の持ち主がいる中で、人体に絶対に影響がないと言い切れるその根拠は何かお伺いいたします。

次に、3点目でございますが、異常物質の検出についてお尋ねいたします。水は、住民の命を支えています。これに異常を来しているとなれば、放置できないわけであって、戸沢地区はもとより、旧川内町の上水、簡水を含め、また旧大畑町、旧脇野沢村各地域に戸沢地区と同様に異常物質の特定がないのかどうか、本市全体の水質検査の状態

については、2月の水道だよりにより、ある程度の管理状況は確認できますが、それでは心配が払拭されません。大まかで結構です。現在懸念される物質の検出はないのかどうかお尋ねいたします。

次に、4点目でございます。濃度の監視体制は万全かということでございますが、いつも安定だとは限らないのが砒素の濃度であります。濃度は、季節と天候により微妙に変化があると思いますが、降雨時とそうでないときの変化の割合はどうなっていますでしょうか。一方、希釈された水道水の濃度は季節により基準値以上になることはありません。希釈供給は妥当に行われていると思いますが、砒素濃度は戸沢地区の人々の命と健康を左右する重要事項であり、監視に片時も落ち度があってはなりません。月ごとに定期的に、また夏場の特定期にできるだけ細かなデータをとるべきと考えていますが、砒素濃度を監視する体制は万全でしょうか、お尋ねいたします。

次に、5点目でございます。住民への説明責任についてお伺いいたします。合併前、最後の旧川内町議会で私は、戸沢地区民に水道水汚染の原因を周知したのか質問をしていますが、いまだ水道水への砒素検出を地域住民には周知されていないようで、幾ら基準値以下だといっても、水を使用するのは、この地区の住民であります。行政側は、住民にその説明責任を果たすべきですが、いかがでしょうか。

次に、6点目でございます。簡易水道水をやめ、住民不安を払拭せよということでございます。幾ら行政側の説明がなくても、風聞により戸沢地区の人々はこのことを知っています。そして、ふるや洗濯、トイレなどの生活用水は別にいたしまして、食事や飲料水にはポリタンクで他から運んで使っている家庭も出てきています。次第に健康への影響に対して不安を持つ住民も多くなってまい

りました。砒素は、今まで毒物カレー事件や旧日本軍が中国に埋設し、残してきた化学爆弾、さらには2年前に芦崎湾に発見された化学爆弾などにも含まれているのではないかとということが報道され、本市でも大変な話題となっています。今は影響が出なくても、それを飲み続けていることにより、住民によって差は出ますが、体内に蓄積される結果として、公害が生ずるという懸念があります。住民の健康の面からは、脳性麻痺や手足のしびれ、言語障害、内臓疾患、腰痛、関節痛、さらには骨がもろくなるなどの症状が出てくることも心配されます。住民の健康調査に着手すべきと考えます。

また、具体策としては、旧来の簡易水道水を切り離し、旧むつ市からの供給だけにして健康不安を払拭し、早急に住民に安全安心な飲料水の提供をするべきですが、管理者のお考えをお伺いしたいと思います。

次に、3項目めの質問になります。今後の教育行政のあり方についてお伺いいたします。合併した本市を取り巻く教育行政全体のあり方について、行政側ではすべてを把握するには、まだまだ時間がかかると思いますが、今回私は川内地区全体の今後の小・中・高の編成問題や教育方針について、教育委員会ではどのように考えているのかという地域に限った質問になりますが、川内地区の教育にかかわる問題点について、提案を交えながらお尋ねしたいと思います。また、この問題は予算執行に対する市長の裁量権の問題も含まれています。適宜市長のご見解もお伺いしたいと思いますので、ご答弁の方もよろしく願いしておきたいと思えます。

まず1点目でございます。小学校の統廃合の見直しについてお尋ねいたします。旧川内町管内の各小学校では、児童数が減り続け、競争力を培うこともできず、団体競技に参加したり、それを教

えることもできないところも出てきております。そこで、本市全体の問題だと思いますが、現在川内地域の小学校では、児童と先生がマン・ツー・マンで勉強を始めたところもあり、これはいい面もある一方で、大変危惧される点も指摘されています。そこで、教育のアンバランスの解消のため、統合を急ぐのが望ましいので、小学校の統廃合についての今後の見通しはどうなっているのでしょうか、お答えいただきたいと思っております。

2点目でございます。学校選択制についての考え方でございます。学校選択制が解禁になって、子供たちは今まで住んでいた場所の学校へ行かなくてもよくなります。大きい学校で充実した勉強をさせたいと願うのは、どこの親も同じではないでしょうか。これからは、よりよい教育を受けさせるために、川内地区の子供を旧むつ市部の学校に入学させることも可能になります。川内地区では、実際にそれが現実のものになってきています。

選択制の導入は、競争力が激化し、子供たちの転校が進む一方で、他方では小規模校の存亡にかかわることもあって、これからの教育制度の激変が予想されます。教育の機会均等に疑問を投げかけ、格差が生まれ、教育熱心な父兄の教育に対する対応や考え方も相当変化するおそれが出てきました。すなわち学区制度の崩壊は、児童・生徒は希望する学校へ通学することが容易になります。しかし反面では、今まで根づいてきた地域社会と教育の密接な交流が根底から覆されることになり、地域の過疎が促進されます。重大な問題でもあります。地域に学校がなくなることは、ひいては地域の行事ができなくなるし、入学式や運動会、芸能発表会、卒業式などがなくなることから、地域の交流の場を失い、一層の閉鎖社会へと向かっています。したがって、この問題は私自身入学児童の減少から、とうとうやむを得ないところまで来たのかと、いよいよ決断の時期になると思ってお

ります。ただ、学校の実制は、これとは少々違う面もありますから、現時点での教育委員会において検討中のお考えをお伺いしたいと思います。さらには、混乱を招かないよう、市政だよりなどで学校選択制の内容を市民へ周知、啓発するべきと思っておりますが、いかがでしょうか。

次に、3点目でございます。県立高校校舎化への対応についてお尋ねいたします。一昨年のことではありますが、校舎化の問題がマスコミに報道されたとき、卒業生や父兄の間から反発の声が出て、川内地区を主体に、それが反対署名活動を展開するまでに発展いたしました。私もそれに同意いたしました。合併後にその意向を反映させる市議会の活動も行われました。県知事への陳情へは、私も同席しております。

さて、県では平成20年には川内高校を校舎制にするこの方針は変わらないとの考えを示しました。校舎化になれば、川内高校の卒業生ではなく、かつての定時制分校時代のように、卒業生は大湊高校の校舎化の卒業生になります。このことは、ただ単に生徒自身だけの問題ではなくて、今まで卒業してきた人々のシンボル、川内高校の名前が消されて大湊高校の卒業生につけかえられてしまいます。これは、すなわち川内の地域社会全体のあり方に波及して、教育、文化の停滞を招く問題を抱えることとなります。県の対応について、現時点での流れに流されていけばいいことではなく、教育行政の立場から、住民の意向をさらに尊重し、2学級制、定員獲得と普通科以外の学科を加えるなどの、例えば本市のスポーツ振興を目指したスポーツ特科や、原子力半島と言われる下北半島に子供たちを少しでも根づかせるための原子力特科、恵まれている下北の自然を生かした生物化学などの地域に合致した対案がないものかどうかお尋ねいたします。

次に、4点目でございます。中高一貫教育の導

入についてお尋ねいたします。次に提言いたしますが、校舎制への移行を少しでも先送りしたいという気持ちから、減り続けている川内地区の中学校の生徒を、なかなか難題な問題でございますが、川内高校へ移し、中高を一貫教育校としたらどうでしょうか。県が川内高校を校舎化にするということは、バブル期の生徒増に対応して各地に分散して設置した学校を、生徒数の減少からと財政難を理由に統合して、もとの形に戻そうとするもので、これには膨れ上がった財政になたを振り払い、スリム化をねらっていることは明らかであります。しかし、教育は百年の大計であり、わずか20年から30年くらいでの見直しはいかなるものでしょうか。県と市が中と高を支え合うようにすれば、新しい節約の方法も出てきます。全体的に見て、新しい教育の姿が浮き彫りにされ、メリットが出てきますので、川内高校に中学校を併設し、中高一貫教育の導入を図っていくべきであります。これらの構想が可能かどうか、県への提案とし、働きかけをしてはいかがでしょうか。

次に、5点目でございます。小学校の統合校舎について。さらに、中高一貫校が実現すれば、高校校舎へ通う人口がふえます。中学校は空き校舎になります。それだけ高校校舎の利用範囲が広がり、生徒数もふえ、教育活動に活気が出てきますし、多少オーバーな表現になりますが、ここからの甲子園も夢ではなくなるような気がいたします。そして、あいた中学校は川内地区全体の小学校の統合校舎として転用を図れば、将来川内小学校の建設をせずに済みます。財政負担の節減にもつながり、メリットが多くなり、むだな効率化を促進できると思いますが、いかがでしょうか。

次に、6点目でございますが、最後になります。小中一貫校の導入について伺います。大学附属校のように、小学校、中学校、その上に高校という考え方もあります。生徒数の減少は、将

来川内の生徒たちもむつ市中心地校へ通学しなければならない事態も予測されます。高校もやがて校舎化どころか募集停止にならないとも限りません。

さきの中高一貫教育ができない場合の対策として、小・中合同で勉強する環境づくりも必要になります。1960年前後までは、小学校と中学校が併置され、校長も1人の学校がありました。その後交通の便利さと人数が多くなってきたことから独立校化が進み、中学校が独立、そして再び中学生をバスで1カ所に集める中学校の統廃合がなされ、今日に至っています。現在は、その中学校すら生徒数が激減しています。やがて中学校の校舎に小学校の生徒を集め、小・中合同の教育を考えなければならないときが来ることも予測されます。

現在脇野沢の生徒が川内高校へ通学していません。最近の児童の極端な減少から、近い将来脇野沢の小・中の生徒が川内に統合されることも考えられます。現川内中学校は、場所的にも川内管内の中間点にあります。これからもますます経費節減やむだを省く対策が講じられると思いますが、教育は百年の大計でありますから、幾ら児童が少なくなったとしても、教育費には配慮は欠かせないと考えます。そんな中で小・中合同もしくは併置の教育環境導入について、教育長はどのようにお考えでしょうか、伺います。

以上、通告した質問の3項目について、市長並びに理事者側の前向きなご所見を賜りたいと思います。これで壇上からの質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 東議員のご質問にお答えいたします。

まず、安部城地区の流雪溝整備について、4点のご質問であります。1点目は、整備の見通しに

ついて、2点目、水源と水の確保、3点目、水源対策について、4点目、流雪溝整備の前倒しについて、以上関連がありますので、一括してお答えをいたします。

ご質問の場所は、安部城地区の住宅地を通る市道安部城1号線で、以前県道として整備されたものであります。経年により路面や側溝に老朽化が見られますことから、地区からの要望が強い流雪溝の設置も含め、全面的な道路整備を実施するため、過疎地域自立促進計画の中に盛り込んでいる路線であります。つまり融雪溝、流雪溝といった部分的な整備としてよりも、全体的な整備を視野に入れた計画を策定しておるところでございます。

この流雪溝の水源につきましては、本路線の近くに銀杏木地区への流雪溝の導水路が通っておりますことから、その一部の水を分水し、安部城地区の融雪溝として活用し、それを安部城地区から戻る水を銀杏木に戻る水流の中に戻すという使い方ができないかどうかという検討をしているところであります。ただし、この水源を利用するためには、事前に銀杏木地区の了解を得ることが不可欠でありますので、一昨年旧川内町の職員が銀杏木地区の代表者に対し、技術的な説明はいたしておりますが、最終的には銀杏木地区の同意が必要となるという課題が残されております。もし同意が得られない場合には、新たな水源を求めることが必要になりますが、そうなりますと事業費の増大につながり、整備計画全体の見直しをも視野に入れなければならないものと考えております。事業を実施する際には、費用対効果の判断も重要な要因であることは、東議員十分ご承知のことと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、事業の前倒しにつきましては、冒頭で述べました過疎地域自立促進計画全体の枠組みの中で考えていかなければならないことから、当該地

区だけを優先するというのもまたいろいろな越えなければならないハードルが出てくるものと考えておりますので、あわせてご理解を賜りたいと存じます。

戸沢地区の水道水問題につきましては、公営企業局から、教育関係につきましては、教育委員会からそれぞれ答弁があります。

○議長（宮下順一郎） 公営企業管理者。

（杉山重一公営企業管理者登壇）

○公営企業管理者（杉山重一） 東健而議員の戸沢地区の砒素検出水道水問題についてのご質問にお答えします。

現在地球上に100種余りの元素がありますが、これらのうちで水銀、カドミウム、鉛、クロムなどととも砒素は人間から嫌われている元素であります。近年ある学者の研究により、この元素も人間にとって大変重要な役割を果たしていると言われております。例えば多くの海産植物中に高濃度の砒素が含まれておりますが、適度に摂取することにより、白血病の症状を和らげたり、動植物の成長を促進させるなどの好例があり、動植物にとって必須微量元素であると言われていところであります。

それでは、6項目にわたるご質問であります。順を追ってお答えいたします。

まず、砒素検出の認識についてであります。戸沢地区簡易水道につきましては、平成8年ごろから砒素の数値がふえ、平成12年には基準値限度に近くなり、平成15年1月22日付で旧川内町から旧むつ市に分水供給の依頼がございました。合併前でありましたが、命にかかわることであり、平成16年4月より広域的立場から永下水源より分水をし、水源である地下水を希釈することにより砒素濃度を下げて住民に供給しているところでございます。砒素につきましては、半導体材料、農薬、染料、薬品などに使用されておりますが、

昭和30年には砒素混入した粉ミルクにより、また平成10年には砒素が混入されたカレーにより大規模な中毒事件を引き起こした毒性のある物質であると認識をいたしております。

次に、砒素濃度の基準値についてのご質問についてであります。水道法の目的の一つとして正常な水の供給という項目があります。このことを担保しておりますのが厚生労働省の水質基準に関する省令で定められた50項目の基準値であります。この基準値につきましては、国が生涯にわたる連続的な摂取をしても人の健康に悪影響を生じさせないという観点から、WHO飲料水水質ガイドライン等の国際的な評価や文献情報等のデータより得られた知見をもとに最大無毒性量または最小毒性量を求め、この数値から耐用1日摂取量を導き出し、これに水道水経由の暴露割合を的確に反映させて策定したものであります。したがって、この水質基準値内の水道水であれば、健康には影響を及ぼさないものと確信しております。

次に、異常物質の検出についてのご質問であります。本市全体の水質検査についてのご質問であります。今年度実施いたしました水質検査の結果、すべての施設で水質基準値をクリアしております。異常を示す項目はありませんでした。安全な水道水であると言えます。

なお、旧脇野沢村簡易水道事業は、地方公営企業法が非適用のため、企業局で事業を運用しておりませんが、所管しております建設部に確認をとり、異常を示す項目はないとの回答を得ておりましたので、あわせてお答えをいたしておきます。

次に、濃度の監視体制のご質問の第1点目であります。季節、気象条件の変化に伴う砒素濃度の変化についてであります。戸沢地区の簡易水道は、地下160メートルまでボーリングした深井戸を水源としております。この深井戸というのは、不透水層のさらに下層の帯水層まで掘り下げて水をく

み上げる構造となっているため、不透水層が表層からの汚染物質を遮へいする効果を持ち、急激な水質の変化はない構造になっております。したがって、水源の水質は年間を通して安定しております。季節、気象条件の変化に伴う変動はありません。

次に、砒素濃度の監視体制についてのご質問の第2点目であります。希釈後の水道水の砒素濃度と検査体制についてであります。まず、検査の頻度についてであります。法律で定められた砒素の検査頻度は、年4回となっております。希釈の割合が適切であるかを確認するため、毎月検査を実施しております。また、この検査の結果、砒素の濃度は水質基準値内で安定していることを確認しております。希釈の工程も検査体制も万全であると考えております。

次に、住民への説明責任についてのご質問についてであります。先ほども述べましたが、水源となっている深井戸の構造は、不透水層より地表からの汚染物質を遮へいできる構造となっております。したがって、表層からの砒素が混入することは考えにくいことと思われれます。また、井戸掘削当初は、0.004ミリグラムパーリットルであった砒素濃度が徐々に上昇してきた理由としては、水質は地下水と地質の相互作用に依存するため、用水量の変化により水質が変化する場合があります。特に複数の帯水層からくみ上げるような構造の井戸では、用水量の変化によって各層の湧出量の割合が変化し、水質の変化となってあらわれる場合が多いと言われております。したがって、今問題としている砒素は、地質に由来するものであり、二十数年を経て当初の濃度が徐々に高くなったものと考えられます。

また、この対策として、万が一にも水質基準を超えることがないように希釈して供給しているわけ

であります。水質の検査の結果の公表につきましては、各年度の水質検査計画に掲載しておりますし、水道だよりを通じて公表しておりますので、今後も同様の取り扱いをしまいたいと存じております。重ねて申し上げますが、水質基準値内であれば安全な水であると確信をいたしているところでございます。

次に、簡易水道をやめ、不安を払拭せよとのご質問についてであります。これまで説明してまいりましたとおり、戸沢地区の水道水は厚生労働省の水質基準に関する省令の基準値内であり、生涯にわたり連続的に摂取しても人の健康に悪影響を生ずるおそれが考えられないことから、現時点で上水道から全面供給は考えておりません。しかしながら、川内地区の上水道及び簡易水道施設につきましては、合併以前から老朽施設の改修を思慮しておりましたが、合併後の視察によりまして、想像以上の状況にございます。当水道事業といたしましても、早期に簡易水道の統廃合、上水道への編入を考慮した新しい上水道の建設計画を策定しなければならないと思慮しております。それには、まず合併時に引き継ぎました約1億円の累積赤字の解消を含んだ料金の改定を実施し、健全な財政に戻さなければならないものと考えてございます。東議員初め地元選出の議員の皆様方におかれましては、今後とも水道事業発展のためご協力を賜れるものと確信しておりますので、何分のご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 東議員のご質問にお答えいたします。

第1点目、小学校の統廃合の見通しについてであります。むつ市学校統廃合計画につきましては、むつ市議会第184回定例会及び第185回定例会におきまして、柴田峯生議員のご質問にお答えした中

でご説明申し上げたところであります。川内地区小学校の統廃合計画につきましては、昨年11月11日に川内地区小・中学校校長会で説明したほか、11月29日には蛸崎小学校、12月2日には第一川内小学校、第二川内小学校、宿野部小学校、去る3月2日には桧川小学校の保護者への説明をいたしておるところでございます。また、昨年12月22日には、川内地域連絡協議会臨時総会におきまして、地区会長さん方への説明をいたしたところであります。

学校統廃合計画では、対象校は宿野部小学校、蛸崎小学校、第二川内小学校の3校としておりますが、統合予定先の第一川内小学校が老朽化していることから、第一川内小学校建設予定の平成22年度に統合の予定としているところであります。なお、桧川小学校は、児童数等の関係もありまして、調整校として計画に位置づけておるところであります。

対象校の保護者の方々並びに地区会長からは、児童の教育環境を考えると、第一川内小学校の改築まで待てないので、早く統合してほしいとの意見が多数ありました。したがって、今申し上げましたように、統合につきまして、非常に前向きな意見、要望等がありますことから、統合年度は平成22年度を基本としながらも、柔軟に対応してまいりたいと、このように考えております。

第2点目の学校選択制についての考え方についてであります。学校選択制は、東京都を中心として全国の都市部に広がりつつあり、一般に1学区の中に複数校を設定し、その中から進学予定の小学校、中学校を選定することができるという制度であります。その目的は、それぞれの児童・生徒に適した魅力的な教育が受けられる状態を実現することにあると思っております。メリットとしましては、学校間の適度な競争意識による各学校の特色づくりを促進するとともに、学校のさまざ

まな情報を保護者へ発信し、開かれた学校づくりができるなどがあるかと思いますが、反面学校間格差が生じ、序列化を招きかねないことや、地域との関係が希薄になりかねないなどのデメリットがあると思っております。したがって、むつ市教育委員会といたしましては、デメリット面について憂慮されることから、学校選択制は当面導入しない方針でありますので、ご了承をお願いいたします。

次に、ご質問の3点目、県立学校校舎化への対応と、4点目の中高一貫教育の導入、そして5点目の小学校の統合校舎につきましては、それぞれ関連する内容でありますので、一括してお答えを申し上げたいと存じます。

これまで多くの逸材を輩出し、ある意味では川内地区の精神的なよりどころであった学びの冠から川内という名前が消えることに強い抵抗感を覚えることは心情的にも十分理解できるところであります。しかし、教育的視点に立ちますと、中高一貫教育を導入する主目的が学校名を残すことにあるとすれば、教育の質の問題、あるいは他高校へ入学したいという生徒の希望が置き去りにされるおそれが生じてくるのではないかと考えております。現在の仕組みは、川内中学校に限らず、郡内の各中学校から県内や市内の高校に進学する生徒がたくさんおり、それはある意味では学校内の、あるいは学校間の競争意欲をかき立て、学力の向上につながっている面もありますし、また生徒の柔軟な進路選択肢を担保する機能を持っているものと考えるところであります。学校を残していくため、特別の学科を設置して生徒を集める工夫をしたらどうかとのご提案であります、県内にはスポーツに関する学科は既に複数校存在し、ハードルが高い環境にあると思われま。

また、原子力に関する学科の新設につきましては、普通科、工業科を問わず、高校はあくまでも

基礎を習得する段階であり、専門的・高度な知識及び技術の習得は、さらに上の高等教育機関等に依存しているのが現実のようであります。

次に、あいた川内中学校を活用して小学校を統合したらどうかということについてありますが、小学校、中学校にはそれぞれの設置基準があり、構造、設備等が異なっておりますので、使用するとすれば、多大な改造費用が必要となりますことから、難しいものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

質問の第6点目、小中一貫を目指してはどうかとのご質問であります、このことにつきましては、今後の学校統廃合計画の進捗状況と、対象地域の実情を見きわめながら、可能かどうか検討してまいりたいと存じます。

今日地域に求められているのは、小・中・高等学校を通じてどの分野に進んでも有為な人材を一人でも多く育成していくことにあると思っております。言うはやすく行うはがたしという重いテーマであります、長い目で見れば、地道な努力の積み重ねが生徒を引きつける魅力ある校風、あるいは伝統を築いていくものと考えております。このことが東議員が言われます教育は国家百年の大計という言葉のゆえんであると思っております。

○議長（宮下順一郎） 13番。

○13番（東 健而） 高校の校舎化の問題については、市長からの答弁があるような感じがしておりましたので、私の勘違いということで。

それでは、余り時間もなくて消化不良になりそうな感じがしてまいりましたけれども、最後の教育の問題から1点だけ再質問させていただきたいと思えます。

最近のマスコミ報道によりますと、高校の授業料の減免措置を願い出る生徒の数が年々ふえているということですが、このままでいくとい

ろいろな経費がかかり、義務教育もそのようになりかねないような状態が生まれてくると思います。本市の場合、ほかと比べて雇用の場が非常に少なく、人口減少の割合が非常に著しいわけですが、義務教育も含めて本市ではどのような状況になっているのか、簡単に結構でございますので、現段階の状況をお知らせいただければ大変ありがたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

○教育長（牧野正蔵） 東議員お話しのように、全国的には景気回復傾向にあると言われておるところであります。むつ市内におきましても、依然としまして雇用、経済状況というのは極めて厳しいものがあります。企業の倒産や、あるいはまた業績不振による解雇、あるいは失業等によります家庭の経済状況も悪化してきておりますし、保護者の方々におかれましては、教育費の捻出にご苦労されている状況でございます。

このような中で、国では経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して就学援助をする制度がありますが、そのうち準要保護児童・生徒に係る補助金を平成17年度から廃止いたしました。これに対しまして、むつ市では平成17年度から児童・生徒の保護者の経済的負担がふえることのないように義務教育費を保障するという観点から、市独自で学用品費、給食費、医療費、修学旅行費などの全額を給付して、学校生活に影響が出ないように援助しておりますし、引き続き平成18年度予算におきましても、準要保護児童・生徒援助費を計上いたしておるところでございます。

また、むつ市に居住する方の子弟で高等学校、大学、短大、専門学校等に進学している人に対しましては、就学上必要な学費の一部として貸し付ける奨学金制度を設けているところでございます。

○議長（宮下順一郎） 13番。

○13番（東 健而） 私が今このような再質問をしたのは、川内管内の方ばかりでなくて、大畑、脇野沢の方でも相当家計が苦しい人たちが出てきているわけでありまして。それで、子供たちの養育費の問題、さらに今教育長の方からおっしゃられました給食費とか修学旅行の負担金とか、さまざまなこれからかかってくる問題につきましても、修学旅行へは行けないというような子供の親の声も聞かれたことがございました。ですので、今説明聞いて大変安心したところでございます。何とかこれからますます苦しくなっていくような気がして仕方がございませんが、今申し上げたような対応の方をよろしく願いしておきたいと思っております。

あとの教育委員会の方の質問には、それなりの答弁が返ってまいりましたので、これぐらいで終わらせていただきたいと思います。

あと水道水の問題の方でございます。この問題について、時間もないので、1点だけ伺いたいと思っておりますけれども、旧川内町では合併するときに、本管を旧むつ市の本管とつなぎました。そのときに水道料金の方が旧むつ市の方が高いもので、その差額のお金を旧川内町の方の行政で支払いしているという話をしておりました。その合併した後、その料金の体系が、戸沢の人にむつ地区の方と同じ水道料金を課しているのか、それともそのままの状態旧川内町の水道料金を課しているのか、そしてそれが継続されるのかどうか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 公営企業管理者。

○公営企業管理者（杉山重一） 東議員の再質問にお答えをいたします。

料金の差額のことでございますけれども、戸沢地区の簡易水道に言及されてのお考えのようですが、確かに簡易水道料金は、むつ地区の水道料金よりも安く設定されてございます。したがいまし

て、差額が生じているかのように見えます。しかしながら、むつ地区からの受水経費でありまして、他の経費、例えば職員給与費、修繕費などなどございます。しかも、むつ地区の料金は給水原価に算入されている料金ということでございます。ご承知のとおり、当簡易水道の経営は、戸沢地区に限らず、ほとんどが不採算ということでございまして、現在10カ所ほどの簡易水道がございまして、これにかかる費用は1億2,000万円余ということになって、平成18年度の予算を見ればなっておりますが、このうちの42%ぐらいしか水道料金で賄えないといったようなことでございます。他は一般会計からの繰り出しをお願いしているという状況でございますので、ご心配の向きはなかりうと、こう存じます。

いずれにいたしましても、川内地区につきましては簡易水道が多うございまして、いずれも集落が離れた地点にございますので、当然不採算は否めない状況にございます。そういう意味で、改修等々に当たっても、今後さらに私どもも検討しながら対応してまいりたいと、このように考えてございます。

○議長（宮下順一郎） 東議員、申し合わせの時間がもう本当に間もなくでございます。ご協力をお願いいたします。

○13番（東 健而） 申しわけありません。いつも指摘されまして。

ただいま答弁いただきましたけれども、だんだん人が少なくなって、水道を使わなくなる人もふえてきているわけです。ですので、なるだけ負担のかからないような方法をおとりいただきたいと思えます。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮下順一郎） これで、東健而議員の質問を終わります。

11時10分まで暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鎌田ちよ子議員

○議長（宮下順一郎） 次は、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。39番鎌田ちよ子議員。

（39番 鎌田ちよ子議員登壇）

○39番（鎌田ちよ子） むつ市議会第187回定例会に当たり一般質問させていただきます39番、公明党むつ市政公明クラブの鎌田ちよ子です。質問に入ります前に、一言お礼を述べさせていただきます。

先般完成いたしましたむつ来さまい館を見学させていただきました。むつ市議会第183回定例会でバリアフリーの社会づくりについてと質問した中で、建設中の産業振興拠点施設、現在のむつ来さまい館にオストメイト対応の多目的トイレの設置を要望いたしましたが、障害者、高齢者や赤ちゃん連れの方を含め、オストメイトの皆さんも安心して利用できる多目的トイレが完成いたしました。先日オストメイトの方よりお聞きしたところ、建設に当たっては、オストメイトの方本人に利便性を確認し、工事が進められたと伺いました。平成18年度一般施政方針で、新生むつ市のスタート元年と位置づけられました杉山市長におかれましては、今後も利用される方の声を大事に、ハートビル法でのまちづくりを期待いたします。

むつ市議会第187回定例会に当たり、さきに通告申し上げました事項に従いまして一般質問をさせていただきます。市長並びに理事者の皆様におかれましては、誠意あるご答弁をよろしくお願い

いたします。

質問の1は、生活者の視点で開かれたまちづくりを目指し、循環型社会に向けた行政のあり方についてお伺いいたします。天然資源の消費抑制や有効な再利用、再資源化することで、環境への負荷をできるだけ少なくした社会のことを循環型社会と言います。資源の枯渇、廃棄物処分場の問題などから、これまでの大量消費、大量廃棄型社会から循環型社会への転換は待たなしと言われて

います。循環型社会にするうえで、企業や国民が取り組む課題は大きく三つあります。それは、リデュース、製品の省資源化や長寿命化の促進によって廃棄物の発生を抑制すること、リユース、使用済み物品の再利用をすること、リサイクル、再資源化の三つです。それぞれの英語の頭文字をとって3Rとも呼ばれています。

ところで、2005年、県環境白書によりますと、県内で排出されるごみの量は、主に家庭から出る一般廃棄物は減少傾向にあるものの、企業の事業活動で生じる産業廃棄物は増加していると報告されました。また、全国で最も低い状況にある本県の一般廃棄物リサイクル率は、2003年度が11.1%、前年度より1.9%増加したが、全国平均より5.7%低い水準にあります。現在循環型社会への基本的な理念や枠組みを定めた循環型社会形成推進基本法が2001年1月に施行、家電製品や食品、包装容器など、個別のリサイクル法により、例えば2001年4月に施行された家電リサイクル法では、消費者が負担するリサイクル料金はテレビが2,700円、冷蔵庫が4,600円、洗濯機が2,400円、エアコンが3,500円で、ほぼ全国一律です。これらの家電製品を捨てる人には、このリサイクル料金のほかに運搬費用の負担、家電メーカーには再資源化、小売店には回収と運搬をそれぞれ義務づけています。ごみの問題は、行政固有の業務であり、今日

その適正処理とともにリサイクル推進が強く求められております。しかし、その必要性和費用の負担に対する理解が得られないことから、ごみの増加傾向に歯どめがかからず、また心ない人たちによる不法投棄も増加傾向にあるとお聞きしています。本市の良好な環境の保全を図りつつ、次の世代に引き継ぐための重要な課題と認識いたします。

次の2点について、市長のご所見をお伺いいたします。1として、これまで積極的な取り組みがなされてきたと理解しておりますが、粗大ごみの有料化やごみ袋有料化以降不法投棄が多くなったと感じます。本市の不法投棄の現状をお示しく

ださい。2として、一般廃棄物、ごみの減量化及び再資源化に向けた取り組みについてお示し

ください。質問の2は、介護保険制度についてお伺いいたします。平成12年4月からスタートいたしました介護保険制度は、措置から契約への移行、選択と権利の保障、保健、医療、福祉サービスの一体的提供は、行政を介することなく、要介護認定を受けることで簡単にサービス利用ができ、確実に身近なサービスとして確立されてまいりました。私は、これまで介護保険制度についての質問の中で、高齢者が住みなれた家や地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりには、雪国の問題である雪おろしのボランティア団体や地域住民によるインフォーマルなサービスを含め、医療ニーズやさまざまな生活ニーズにこたえていける体制づくりの構築には行政が主導での保健、医療、福祉が一体となった取り組みが必要であると訴えてまいりました。

現在医療の現場では、下北医療研究会会長のむつ総合病院小川院長を中心にもつ下北地域の医療の質の向上と地域住民の健康増進を図るという目標に始められた研究会は、テーマに沿った専門の

方を講師に開催され、本日7回目として、午後6時から公済会館3階大ホールで女性の健康習慣、活動の禁煙プロジェクトの支援で禁煙について考える研究会開催の予定と伺いました。そして、下北全体を網羅しての医療、消防、行政機関で構成している下北救急医療研究会は現状の課題をともに検討しながら研さんを積んでいます。

3月11日には、むつ消防署庁舎で市民を対象に消防とむつ総合病院が協力し、AED(自動体外式除細動器)の救命講習会を開催しています。命の現場に携わっている方々の積極的な行動を伺い、大変心強く思いました。AED(自動体外式除細動器)につきましては、市長部局のご努力で、今定例会で公共施設を初め各学校に配備するための予算化をしていただきありがとうございます。

ところで、現在むつ市内には、介護老人福祉施設が6カ所、老人保健施設が2カ所、介護療養型医療施設が2カ所、認知症対応型共同生活介護施設(グループホーム)が7カ所開設されており、制度発足以来、利用者数は大きく伸び、特に在宅サービスの利用者数が増えています。それとともに、介護保険の費用の総額につきましても、毎年増加を続け、平成12年度は3兆6,000億円でしたが、平成17年度は6兆8,000億円となりました。本県の2008年度の高齢者人口を34万3,379人、要介護認定数は6万9,517人、要介護認定率は20.2と推計、これを介護予防の実施により、要介護認定率を10.5に引き下げられると見込んでいるとの報道がされました。

また、第3期、平成18年から平成20年の事業計画では、健康と自立を基本理念に介護予防と認知症対策包括ケアの推進を進める地域包括支援センターが設置されます。このセンターは、地域の社会資源を総合的に活用したマネジメントを行う中立、公正な拠点であり、予防マネジメントの核であり、ケアマネジャーにとっては、そのバックア

ップを果たす地域ケアを総合的に支援する機関であると位置づけています。ここには、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが配置され、3職種によるチームアプローチで地域を支えること、すなわちさまざまな事業者や団体に対して指導力を持って地域全体をまとめていく力が期待されており、そして、介護保険の目的である個々の利用者が在宅生活を少しでも長く続けられる拠点として地域包括支援センターの活動は地域福祉そのものであり、地域の高齢者の状態に応じたさまざまなサービスを切れ目なく提供していかなければなりません。保健師を中心に進められようとしている介護予防マネジメントは、具体的にどのような体制で行うのでしょうか。地域包括支援センターの具体的な役割と本市としての責任が明確に見えないのが心配です。市長に次の2点についてご所見をお伺いいたします。

1として、地域ケアを総合的に支援するために、地域の社会資源をどうマネジメントしていく体制をつくるのでしょうか。公平、中立な体制づくりについてお示しください。

2としまして、地域実践と介護技術など、全体のレベルアップには今後どのような指導をされ、定着させていくのでしょうか。

質問の3は、障害者施策についてお伺いいたします。障害者自立支援法の条文の目的には、障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現とあります。昨年10月に成立した障害者自立支援法がこの4月から施行されます。障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すための法律で、障害者の方の地域生活と就労を支援し、障害者福祉サービスが大きく前進いたします。これまでの支援費制度のもとでは、法律には義務づけられていない裁量的経費でしたが、障害者自立支援法では、必ず国が負担するという義務的経費

へと転換し、しっかり予算を確保できるようになり、地域格差の大きい福祉サービスを全国どこでも必要な量を平等に利用できるようになりました。ここ数年、朝夕送迎用の車で通所施設に通う障害者や高齢者の方々、電動車いすに乗って買い物や余暇を楽しんでいる方を見かけます。このこともハード、ソフト面にわたる障害者施策の成果によるものであり、ノーマライゼーションが浸透しつつあるものと理解されます。

ところで、財政の硬直化が進み、何でもできる時代は終わり、福祉といえどもこれからは大変な状況に置かれると承知しておりますが、障害者自立支援法への改正に当たり、本市の対応について具体的な進捗状況はどうでしょうか。

また、介護保険導入時よりも混乱が予想されます。サービス利用に当たっての1割負担には、収入の状況等に十分配慮していただきたく、また障害者の公費負担医療につきましても、1割負担が導入されることにより、特に低所得者や障害程度が重度で、かつ継続的に医療費負担が生じる方など、家計に与える影響が大きいケースに関しては、無理のない負担となるよう行政がしっかりアドバイスしていただきたいと思っております。個々の利用者に対する対応はどのようになっていますか。地域で自立して生活するために必要な在宅サービス構築に向けた取り組みについて、市長のご所見をお伺いいたします。

以上、3項目について質問させていただきます。市長並びに理事者の皆様におかれましては、前向きなご答弁をお願いいたしまして、壇上からの質問といたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

まず、開かれたまちづくりについてのご質問の

第1点目、循環型社会の取り組みに伴う不法投棄の現状についてであります。鎌田議員もご承知のとおり、身近な例では平成14年に青森県と岩手県の県境において大規模な産業廃棄物の不法投棄事件が発覚し、深刻な社会問題となり、排出事業者の責任が厳しく問われるようになってきていることは言うまでもありません。むつ市も例に漏れず、小規模な不法投棄についてはなかなかなくならないという現状にあります。特に粗大ごみとごみ袋有料化以降の不法投棄が多くなったのではとのご指摘でございますが、むつ地区の状況を申し上げますと、平成7年度から平成16年度までの10年間で延べ181件、年間平均で18件の事例がございます。これは、各年度の公害対策特別委員会においてご報告いたしました不法投棄の回収件数であります。平成16年度においては、川内地区で12件、大畑地区で72件、それぞれ市民等からの通報による回収事例があります。脇野沢地区では、老人クラブなどのボランティア7団体が年1回一斉回収を実施しております。平成16年度については、緊急地域雇用創出対策事業の補助を受け、積極的な回収策を講じたこともあり、むつ地区で27件、大畑地区では72件とやや突出しておりますが、全体的には粗大ごみやごみ袋の有料化を起因とした不法投棄の増加は見受けられなかったと認識しております。

不法投棄防止対策として、市の広報紙や看板の設置等により啓発はしておりますが、粗大ごみ処理券の利用促進、さらには青森県で委嘱しております管内の不法投棄監視員5名、環境美化推進員5名、合併協定に基づき存続いたしました大畑地区の不法投棄監視員2名をそれぞれ活用しながら環境保全を進めております。むつ地区においては、職員で対応しておりました不法投棄回収業務をシルバー人材センターに委託すべく平成18年度予算に計上し、一層の充実を図る予定であります。

また、粗大ごみについては、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機のいわゆる家電リサイクル4品目の再商品化を促進するべく家電リサイクル法等の周知徹底を啓発していく所存であります。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、土地または建物の占有者や管理者が自ら清潔の保持と防止対策を講ずるというのは原則となっており、市で回収しております廃棄物は、あくまでも土地の所有者や投棄者が特定できない場合のみ対応しておりますので、ご理解賜りたく存じます。

次に、ご質問の第2点目、一般廃棄物の減量化及び再資源化に向けた取り組みについてお答えいたします。今や排出された廃棄物を安全に処理する技術、いわゆるエンド・オブ・テクノロジーだけでは十分に対応できる状況ではなくなっており、まずは廃棄物の発生を抑えることが重要な課題となっております。そのためには、天然資源やエネルギーの消費を減らし、廃棄物を資源として循環利用することを推し進めることによって、自然の物質循環に似た社会経済活動における物質循環を構築することが世界規模で求められているとの認識を持っております。また、最近では拒否を意味するリフューズと、修理を意味するリペアを加えた5Rを提唱する専門家もおり、循環型社会に対する認識が一層高まっているものと承知しております。

手前みそとなりますが、2月28日に青森県環境政策課より情報提供を受けました速報値では、むつ市の平成16年度のリサイクル率は、青森県内では第2位にランクされ、全国のリサイクル率16.8%、青森県のリサイクル率11.3%に対し、むつ市は24.4%と大きく上回っており、現状の取り組みという点では非常に進んでおります。廃棄物の資源化につきましては、一般家庭等から排出されたごみを収集、運搬、処分するまでが市の最低限の責務であり、それ以降の再資源化はむしろ民

の役割であろうかと存じます。しかしながら、再資源化に至るまでのいわば入り口の部分でごみの減量化及び分別を指導していくのも市の重大な役割であり、事実むつ市は応分の経費をかけ、それを積極的に促進してまいりました。いわば先ほどのリサイクル率は身銭を切って努力を積み重ねてきた成果でもあるわけであります。したがって、むつ市は循環型社会に対しては、少なからず貢献をしていると自負いたしております。

廃棄物を単なる不要物ではなく、有価物あるいはリサイクル可能物として観念するのが世界の趨勢であることを踏まえるならば、循環型社会の構築に向けて積極的に取り組んでいくことは自治体に課せられた当然の義務であると考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、介護保険制度についてのご質問の第1点目、公平、中立な体制づくりについてであります。議員ご承知のとおり、今回の介護保険法改正では、介護予防、自立支援を強化する形で法律が見直され、介護予防を進めていくことによって、制度本来の理念であります高齢者の自立支援を実現することが新しい介護保険制度の目標であろうと存じておるところであります。このたびの自立支援に向けた改正の大きな柱といたしまして、地域包括支援センターの創設があるわけでありますが、このセンターは地域住民の心身の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健、医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置されるいわば地域包括ケアの中核機関として位置づけられております。市といたしましても、平成18年4月から直営1カ所で開催するに当たり、地域包括ケアを実現するためには、基本的な支援体制の確立が必要不可欠であろうと考えております。そのためには、1点目といたしまして、高齢者の多様なニーズや相談を総合的に受けとめ、尊厳ある生活の継続のために必要

な支援策をどのように展開していくのか、2点目といたしまして、介護保険サービスのみならず、地域の保健、福祉、医療サービスやボランティア活動、支え合いなどの多様な社会資源を有機的に展開するための活動方法の持ち方、3点目といたしましては、高齢者の心身の状態の変化に応じて生活の質が低下しないように適切なサービスをいかに継続的に提供するべきか、これら三つの考え方を地域包括支援体制の主眼として利用者の立場に立った公平で中立性の高い事業運営を展開してまいりたいと考えております。この4月からの運営に当たり、地域の介護サービス提供体制を支える中核的な存在として、各地域の特性や実情を踏まえ、地域の利用者や居宅介護支援センター、関係団体、地域住民等の意見を幅広く酌み上げ、地域包括支援センターの日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題の解決に積極的に取り組むためにも、地域包括支援センターに専門職であります保健師、社会福祉士及び主任ケアマネジャーを配置するとともに、各分庁舎に配属されております保健師が地域の実態把握をすることで公正、中立な運営を進めてまいります。

また、地域包括支援センターの将来の展望につきましては、複数のセンター運営や地域におけるさまざまな関係者とのサブネットワークの構築も視野に入れ、検討されるべきものと考えられます。いずれにいたしましても、開設されます地域包括支援センターの今後の動向を見守り、その状況いかんによっては見直しすべきことは見直し、高齢者の在宅での生活を支え、地域生活に安心を提供する役割を果たしてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の第2点目、介護技術など、全体のレベルアップはどのようにされるのかについてであります。現在介護保険及び介護予防等の各サービス事業所におきまして、介護にかかわるさま

ざまな知識や技能取得のための研修会、実技講習会等をそれぞれの事業所単位において実施しております。その内容がどの程度のものか、実態は把握できませんが、おのこの事業所がサービスの質の向上を図る目的でご努力されているものと考えております。しかしながら、在宅施設などの利用者やサービス事業所の職員にとっても、他のサービス内容が把握できないことから、地域によってはレベルに違いが生じたり、意思の統一がされていないこともあるようであります。議員ご指摘のように、このような違いを是正するためにも、今回の介護保険制度改正に伴い、新たに創設されます地域支援事業のあらゆる分野の中で、介護全般にわたっての各種研修会等を平成18年4月から開設される地域包括支援センターが主体となり、実施することとなっております。

その第1段階といたしまして、去る3月10日には転倒予防運動実践研修会を居宅介護支援事業所の職員を対象に開催いたしております。今後は、さらに計画的に各教室、講座、研修会等を順次開催いたしまして、組織、施設相互間の共通認識を深めていただき、介護支援専門員の資質の向上が図られるようサポートしてまいり所存であります。

また、利用者にサービス事業所の情報が正確に伝達されるためにも、情報開示を求め、公平、公正にサービスが受けられるよう介護サービス強化の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、障害者自立支援法と総合的な福祉サービスについてのご質問にお答えいたします。まず、障害者自立支援法についてであります。これまでの個別の法律で行われておりました身体障害者福祉、知的障害者福祉、障害児福祉及び精神障害者福祉について、共通の制度のもとでサービスを一元的に提供する仕組みに改めるものであり、本

年4月と10月の2段階で施行することとなっております。4月には、精神通院医療及び更生医療などが自立支援医療へ移行し、利用者負担については所得に応じて上限を設けてあるものの、1割の定率負担が導入される内容となっております。また、10月からサービスを利用する方々には新たな支給決定がなされ、新事業体系としてスタートすることとなっております。

ご質問の第1点目、本市の対応の具体的な進捗状況についてであります。在宅の障害者が継続して福祉サービスを受けるためには、4月1日から9月30日までのみなし支給期間中につきましては3月中に、10月1日以降については、新たに審査会の判定結果などを踏まえて9月末日までにそれぞれ支給決定が必要となっております。このため、市では在宅での障害福祉サービスを受給中の全家庭に申請書類などを送付し、みなし支給期間中の利用者に対する負担の見直し作業を実施しており、担当課窓口にて申請を受け付けております。

また、障害者が福祉サービスを受けるためには、今後障害程度区分の認定行為が必要となってまいりますので、職員の増員や研修会等への派遣など、認定調査や審査会設置のための準備を進めております。さらに、この制度の趣旨につきましては、市政だよりへの掲載はもとより、去る3月3日より民生委員、児童委員に対する説明会を開催するなど、広報にも努めております。

次に、ご質問の第2点目は、負担額の変更に伴う個々の利用者への説明についてであります。現在市ではみなし支給期間内の利用者負担の見直し作業を実施中であり、各家庭に申請書類を送付する際には、この制度に関するパンフレットやチラシなどを同封するほか、申請のため来庁された方々などには、担当課の窓口にて係員より個別にその内容を詳しく説明して、新制度の周知を徹底

させておるところであります。

次に、ご質問の第3点目、在宅サービス構築に向けた取り組みについてであります。これまで障害のある方々が在宅生活を送りながら、サービスを希望しても、対象となる施設が身近にないなど、さまざまな制約を抱えておりました。しかしながら、知的障害者関係では、去る3月1日にはグループホーム1施設が開所しておりますし、4月には知的障害者に対する通所部門の定員を現在の11名から9名増員の20名での事業実施を予定している施設もあります。また、身体障害者関係では、去る8月にむつりハビリテーション病院で介護を必要とする方々に、施設への通所によりリハビリによる心身の機能の維持改善、閉じこもりによる生活機能の低下の防止を目的とした通所リハビリテーションを開設しております。これらの施設の開所等により、在宅の障害者が自分の住む身近な地域で安心してサービスを受ける体制が徐々にではありますが、整備されつつあります。これからも国・県の制度を積極的に活用しながら、関係機関や関係施設との連携を密にし、在宅での障害者に対するサービスの向上や体制づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 39番。

○39番（鎌田ちよ子） ただいま市長より具体的なお答弁をいただき、ありがとうございます。それでは、若干再質問と要望をお願いいたします。

介護保険制度についての再質問をお願いいたします。介護保険の導入に合わせて、ケアマネジャーが誕生いたしました。一人一人の要介護状態に応じ、介護保険サービスを組み合わせたケアプランづくりにはサービス事業者や医師、家族との調整を含め、利用者個々をトータルに見詰めたケアプランが望まれるところです。現在川内地区に住んでいます私の父は92歳です。戦争や満州での生

活、シベリアでの抑留、そして開拓と過酷な労働と加齢により年々体力が落ち、昨年初めての入院後には、住宅改修のため介護保険も申請し、要介護1の認定を受け、ショートステイで施設利用も経験いたしました。現在84歳になる母の老老介護に任せなければならず、疲れによる共倒れが心配で、週1回のデイサービスと1週間のショートステイを現在利用中です。

介護保険の現在の利用につきまして、私の父をモデルにご説明したいと思います。父は、要介護1から現在要介護2に進行というか、進んでおりまして、要介護2では現在の介護保険利用限度額では19万4,800円となっております。これで現在この枠内で短期入所利用についてはサービスの内容はその19万4,800円の中でのプランとなって設定されております。現在父の利用しているサービスは、このようなサービスで、デイサービス料金として2月は3回利用し、3回分のトータルが3,537円でした。4月からは、新しい保険制度によりまして、87円プラス1,266円となるそうでございます。また、ショートステイでは、父は最初個室を希望いたしましたので、そのまま個室で現在も過ごしており、1万5,572円のトータルとなっております。利用者には、利用料が4段階になっていまして、父は3段階の市町村民税非課税年収80万円以上ということで、この料金が設定になり、2月の利用料金の支払いは1万9,109円でした。そして、介護保険料として年金の中から年額4万5,600円を払っております。

高齢者の方々は、介護保険制度のいろいろなひずみの中で、この介護保険サービスの利用をやめているという方も聞いておりますし、介護保険の料金を年金の中から支払うということは大変厳しい方もおられます。そして、新しい介護保険制度では、介護予防、通所介護、共通サービス、選択的サービス、アクティビティー、アクティビテ

ィーとは音楽活動とか書道、絵画、認知症介護教室、いわゆるレクリエーション活動のことで、これは月単位の設定となっております。

要支援では、月2万2,260円、共通サービスです。要支援2では、その倍額近い金額の設定となっております。また、介護予防訪問介護では、週1回、週2回、それ以上の頻度利用ということで、要支援1、2、ともに月当たりの設定額となっております。そして、要支援から要支援1に変わりますが、要支援の限度額は6万1,500円です。そして、新たな保険制度では、4万9,700円が限度額になります。また、要介護1の方々は、新しい保険制度では、要支援2と、これは介護予防が組み込まれます。現在のサービスということで、介護を中心としたサービスを受ける方は、そのままの要介護1となられるわけです。

このことを踏まえまして、要介護認定の更新は、認定終了前の60日前からで、例えば6月30日で切れる方につきましては、5月1日より更新手続となり、新規の方は7月1日からとお聞きしました。要支援から要支援1に、要介護1から要支援2に認定変更になった方は、支給限度額が少なくなりますが、サービスの面での支障はないのでしょうか。

それとともに心配なことは、新たな介護予防訪問介護では、月単位の単価設定になっており、事業者が現在の利用者の回数を制限することとか、そのほかいろいろ懸念されます。このような問題が山積する中スタートいたします介護予防サービスであります。現場の連携と事前に行われるサービス担当者会議における専門職同士がしっかり打ち合わせしているかどうか心配な点も出てきます。現在本市では、この介護の仕事に携わっている方、介護の仕事で収入を得て生活されている方が若い方から年配の方まで大変多くなりました。利用者、介護業務従事者の立場をお考えのう

えで、本市としての事業運営について市長のご所見をお伺いいたします。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

ただいま鎌田議員の方から、るるお父さんのご経験をご説明していただきながら、いろいろと今回の介護保険制度の改正につきまして、ご所見等ございましたけれども、ただいまのご質問の総体的な内容ということでは、介護保険利用者並びに介護業務従事者の立場をどのように考えているのかというような内容かと、このように承りましたけれども、このたびの制度改正に伴いますさまざまな課題につきましては、議員ご懸念される部分は十分理解できる部分でございます。私どもも今回の高齢者の自立支援に向けた本制度の大幅な改正に当たりまして、一抹の不安はございますけれども、これらを払拭すべく法の定める範囲の中で利用者に対するサービスを第一義にいたしまして、本制度の事業に関係する方々にも十分目配りをしながら、本事業運営の中核をなし得ます地域包括支援センターを中心といたしまして、公平で中立性の高い事業運営を展開してまいりたいという思いでございますので、今後ともご指導とご協力を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 39番。

○39番（鎌田ちよ子） 介護保険制度について、2点目の質問をお願いします。

新たな制度では、ケアマネジャー1名につき要介護認定者が35名、要支援者は最高で8名との枠が定められ、40名を超えると減額となります。この枠から外れた利用者は、地域包括支援センターで対応とのお話ではありますが、介護保険制度が始まって以来、ケアマネジャーの皆さんは、試行錯誤しながらも、よりよいサービス構築に悩み、努力し、本市の介護保険制度を支えてまいりました。

介護の現場にいた経験から、ケアマネジャーの仕事は利用者本人はもちろんのこと、家族との信頼関係がなければ成り立たないと確信いたします。地域包括支援センターは、市内3カ所必要なところ、1カ所でのスタートであります。現在の業務を滞りなく遂行するには、この枠の規定がマイナス要件にならないか、大変心配するところでもあります。このことにつきまして、市長のご所見をお伺いいたします。

要望の方も続きまして、1点よろしく申し上げます。障害者自立支援法に絡みまして、障害者の方々は障害手帳を皆さんお持ちでございます。この障害者の方からの声なのですが、障害者手帳の提示を求められましたときに、手帳の中を開くことにより、顔写真と病名など記載されている事項を同時に、見られたくなくても見られてしまう、そのような今手帳の状況となっております。このようなことから、非常に辛い思いをしたとお聞きいたしました。プライバシー保護に考慮した障害者手帳に変更できるように県当局にぜひ声を出していただきたく、これは要望として申し上げます。

前段のケアマネジャーの枠組みにつきましてのご所見をよろしくお伺いいたします。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

ケアマネジャーにかかわる地域包括支援センターも含めたご懸念というふうに承りましたけれども、まずこのたびの介護報酬の改正によりますと、居宅介護支援につきましては、業務に対する、業務に要する手間、コストの適正化及びサービスの質の向上の観点から報酬改正がなされたというものでございます。いわゆるケアプランの内容充実を図るために、ケアマネジャー1名の標準担当件数は、現行の50件を35件に引き下げるとともに、一定程度超過する場合は逡減性を導入することに

見直しをされまして、どちらかと申し上げますと、中重度者や支援困難ケースへ重きが置かれたものというふうに認識をいたしてございます。

軽度の要支援者に対しましては、身体の状態の改善に向けた新予防給付対象者として、ケアマネジャー 1 名に対して 8 件と定められておりまして、それ以外の要支援者の受け皿といたしまして、地域包括支援センターにおいて保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士の専門職がケアプランを作成しまして、居宅介護サービスを利用していたとということになってございます。

鎌田議員ご心配していただいております地域包括支援センターの運営につきましても、先ほど市長から答弁がございましたように、その動向を見きわめながら、必要に応じまして、正すべきところは正しながら、介護サービスが低下とならないよう地域包括支援センターの充実を努めてまいりたいと、このように考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それから、もう一つご要望ということでしたけれども、障害者手帳の件でございますが、これにつきましては、確かに鎌田議員お話しのとおり、手帳に写真と病名を記載しているということでございますけれども、これは制度上障害者対策として確認等のチェックをするための手段など、必要があつてのことと考えられますけれども、これらの部分につきましては、県の所管ということでございますので、議員のご趣旨をお伝えしてまいりたいと、このように考えてございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

昼食のため午後 1 時まで暫時休憩いたします。

午前 11 時 59 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

目時睦男議員

○議長（宮下順一郎） 次は、目時睦男議員の登壇を求めます。44 番目時睦男議員。

（44 番 目時睦男議員登壇）

○44 番（目時睦男） 大畑クラブの目時睦男でございます。むつ市議会第 187 回定例会に当たり一般質問をいたしますが、昨日は合併後 2 回目の春彼岸の中日でありました。市民の皆さんは、先祖の墓前で手を合わせ、墓参りをしたことと思ひますが、暑さ寒さも彼岸までと言われてるように、これから日を増すごとに草木が深い眠りから目を覚まし、活動を開始し、新緑の輝かしい春を迎える季節となりました。新生むつ市が杉山市長を初め私ども議会も含め、格差のない住みよいまちづくりに一層努力していかねばならないと思ひているところであります。

それでは、通告に従い、質問に入らせていただきますが、市長並びに理事者におかれましては、前向きで誠意ある答弁をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

質問の最初は、2 月 18 日の 1 面トップでのマスコミ報道された本庁舎建設にかかわる市長の市政執行姿勢についてお伺ひいたします。この件に関して、同僚議員の慶長徳造議員初め 2 議員の一般質問がありましたが、私はできるだけ重複をしないよう、別な角度からの質問をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

杉山市長は、合併後の施政方針の中で、「理解と協調」をキーワードとして市政運営に当たる姿勢を表明いたしました。私なりにこの「理解と協調」は市政執行者、あるいは市民の代表であり

代弁者である議会の旧市町村のそれぞれの地域とのかかわりについての姿勢をあらわしたものとして解釈し、先見性ある識見を備えた、さすが政治経験豊富な杉山市長の卓越した政治姿勢と受けとめたものでありますが、残念ながら旧アークスプラザ跡への本庁舎移転の報道には、率直に言ってびっくりいたしましたし、唐突であったのではなかったのかと思っております。そこで、次の点について質問いたします。

第1点目は、本庁舎の設置場所は、その機能や役割からして、機能性、利便性、危機管理上など、将来のまちづくり計画にも深く関連することからも、選択肢の一つとはいえ、マスコミ取材に応じる前に、議会に対し、全員協議会なり懇談会などの機会を設け、意見聴取を行うべきであったと思うのでありますが、このことについてどのように認識しているのかお伺いいたします。

第2点目は、合併後の最大の課題は財政再建にあることについては認識一致するところでありますが、庁舎建設には多額の財政配置が必要でありながらも、今議会に示された行政改革大綱、行政改革実施計画、集中改革プランに本庁舎建設が計画されていないのはどのような理由からなのか、財政再建策とあわせお示し願います。

第3点目は、合併協定書の中で組織機構については新市において行政の簡素化、効率性の観点から、本庁及び3庁舎の有効活用も視野に入れ、再編も含め、改革改善の検討を引き続き行うと示されていますが、このこととの整合性をどう認識しているのか。

第4点目は、第3点目とも関連いたしますが、報道内容によれば、市長は現本庁舎は「老朽化が進んでいる。狭くて迷路のようで、職員は身の縮むような思いで仕事をしている。レイアウトに配慮しているものの、市民にとって利用しにくい」と載っていますが、財政再建と行政の全体化を考

えたとき、大畑、川内、脇野沢庁舎の有効活用も考え、3庁舎への部の移動も含めた本庁舎の実態解消策も選択肢の一つとする考えがないかお伺いいたします。

次に、入湯税についてお伺いいたします。下北半島は、日本最大霊場の恐山を初め、薬研、湯野川、鯛島、仏ヶ浦、大間崎などなど、山、海、川ともに自然環境に恵まれた風光明媚な地域であることに加え、下風呂温泉、薬研温泉、湯野川温泉など、どの地域にも温泉がわき出ている温泉半島と言っても過言でなく、これらの資源を生かした観光産業が地域経済の発展に大きく寄与しているのでありますが、新幹線青森駅開業が間近となったことから、今後ますます観光客がふえる状況にあり、むつ市としてこれまで以上に関係団体と、より一層連携をし、観光産業の発展に努力していかなければならないと考えるところであります。

このように多くの温泉を有しているむつ市であります。地方税法では、これら鉱泉浴場利用者に対し、入湯税の課税対象としているところであり、合併前の旧市町村の入湯税に対する課税免除取扱条例が異なっていることから、合併協議会の協議の結果、4項目の課税免除規定で合意施行しているのでありますが、この点について質問をいたします。

第1点目は、地方税法の解釈として、入湯税は行為税であり、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課するものであり、宿泊施設を有する施設においては、宿泊者はもちろん、日帰り者であっても入湯者には課税対象であると理解しておりますが、専ら日帰り客の利用に供され、宿泊設備を有しない施設に入湯する者を課税免除している理由を明らかにしていただきたい。

第2点目は、入湯税は環境衛生施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるためとしているこ

とから目的税になっておりますが、平成17年度歳出の内容と平成18年度予算では681万8,000円の歳入を見込んでおりますが、今後の歳出計画をお示し願います。

以上を申し上げ、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 目時議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の要点は、むつ市役所の本庁舎と市議会をむつショッピングセンター中央店アークスプラザ跡に移転する旨の新聞記事について、むつ市議会に説明もなく新聞発表した市長の真意についてお尋ねであります。むつショッピングセンター中央店アークスプラザへのむつ本庁舎移転につきましては、さきに慶長議員、斉藤議員へお答えしたとおりであります。2月18日、東奥日報朝刊の1面の記事についてであります。掲載日の前日に記者からの取材があり、その中で昨年9月に破産閉鎖したむつショッピングセンター中央店アークスプラザ跡へむつ市役所本庁舎と市議会を移転する考えはあるかとの質問があり、私なりの考えをお答えしたものであります。市役所庁舎移転につきましては、これまでむつショッピングセンターの破産管財人側と話し合いをしたこともありませんし、市役所内部で検討したこともなく、議会にご説明できるような煮詰まった話でもありません。あくまでも私個人が考えた一端をお話しいたしたものであり、決して議会を軽視しての発言ではありませんので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、ご質問の第2点目、庁舎建設には多額の資金が必要であるが、行政改革大綱、行政改革実施計画、集中改革プランに本庁舎建設が計画されていないのはどのような理由からかとのお尋ねで

あります。本定例会でお示した行政改革大綱は、限られた行政資源の有効活用を図り、簡素で効率的、効果的な行財政運営システムの構築を目的としており、財政健全化のための基本方針を示したものであります。したがって、当市の将来計画を定めた新市まちづくり計画、さらには今後作成が予定されております長期総合計画とは、その目的を異にしており、本庁舎の整備計画は、その段階で論議されるものと考えております。

次に、ご質問の第3点目、合併協定書に記載されております「組織機構について」との整合性についてのお尋ねであります。組織機構については、行政ニーズに対応して常に見直しを図られるものであります。その主眼としておりますことは、市民サービスの向上であり、効率的な行政運営であります。本庁舎建設は、本庁舎と分庁舎の役割分担の中で論議されるべきものと考えておりますが、現在の行政サービスを継続するうえでも、本庁舎が手狭であることは間違いのないことであり、早晚財政状況も勘案しながら建設について検討を加えなければならないものと考えております。分庁舎の有効活用と本庁舎の機能とは、別の問題であると認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第4点目、分庁舎への部の移動についてのお尋ねであります。分庁舎への部の移動については、合併協議の中で、各庁舎の有効利用を図る手だてとして具体的案を検討した経緯がありますが、同意、合意には至りませんでした。今後市民の理解が得られれば、それこそ選択肢の一つとして検討することもあり得ると考えているところであります。

次に、入湯税課税についてのご質問にお答えいたします。まず、第1点目の専ら日帰り客の利用に供され、宿泊設備を有しない施設に入湯する者を課税免除している理由を明らかにしてほしいと

のご質問であります。入湯税の課税免除につきましては、むつ市税条例第130条第4号において、宿泊設備を有する施設において専ら日帰りで入湯する者と規定しております。これは、合併時に旧大畑町の例により各市町村の実情を考慮して調整することとし、旧大畑町の課税免除規定を他の市町村の状況を加味して整備いたしました。この条例改正については、平成17年2月開催の第183回定例会で議決されております。ご承知のように入湯税は、地方税法第701条に規定されており、鉱泉浴場の入湯客が課税の対象者になっております。確かに目時議員がおっしゃるとおり、宿泊客に限定しているものではありません。しかし、同じく地方税法第6条においては、広域等による課税免除及び不均一課税について地方自治体の裁量にゆだねられているところでもあります。旧大畑町は、日帰り、宿泊する、しないを問わず課税されていましたが、旧むつ市が申告がないことなどの実態から、これまで課税しておりませんでした。また、旧川内町では、宿泊客に限定して課税し、旧脇野沢村は課税しておりませんでした。これら旧4市町村の均衡を考え、急激な負担増を避けるために日帰り客を非課税対象としましたことをご理解いただきたいと思います。

2点目の入湯税額の歳出計画を示してほしいとのご質問ですが、予算書上で財源の充当先が明示されておりませんものの、鉱泉源の管理や各地域所在の観光施設運営等、観光費全般の財源となっております。目時議員ご指摘のとおり、入湯税は鉱泉浴場における入湯行為に対して課税する目的税であり、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設等の整備、観光の振興などに充てるために課税いたしております。これらの事業実施に当たっては、入湯税の財源を生ずる鉱泉浴場の区域に限られるものではなく、市内全区域におけるこれらの事業財源に充当し得るとされてお

りますことから、財源の用途について予算書には事細かく明示しておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 44番。

○44番（目時睦男） 今市長から答弁があったわけですが、前後しますが、入湯税について再質問をさせていただきたいと思っております。

ただいまの市長の答弁によりますと、宿泊施設の利用者だけではなくてという表現を、答弁をしているわけですが、新しい条例によりますと、先ほども言いましたように、第4項で専ら日帰り客の利用に供され、宿泊設備を有しない施設に入湯する者、ほとんど私なりの理解としては、宿泊施設のない鉱泉浴場に入湯する者というのは、日帰り客だと思うのです。そういう意味からしますと、私なりのこの条例の理解としては、日帰り客は入湯税は課さない、このような理解をするわけでありまして。そういう面から、条例の解釈の部分について、再度1点お願いしたいと思います。

関連するわけですが、課税免除、地方税法の課税免除の中では、公益上の事由により課税を不適当とする場合においては課税をしないことができるかと確かにされております。そういう中で、先ほどの市長の答弁にもありましたが、合併前の旧大畑町のこの入湯税にかかわる条例では、鉱泉浴場であり、公衆浴場となっている施設であっても課税対象としておった。というのは、日帰り客であっても課税対象となっておりました。先ほどの1点目の質問と旧大畑町の条例との関係について、再度の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） ただいまの目時議員の条例の解釈ということでございますが、確かに合併協議会の専門部会でありまして税務分科会におきましては、宿泊を有しない施設に対してい

ろいろ検討してまいりました。しかし、ただいまおっしゃいましたとおり、宿泊を有しない施設ということは、当然のように日帰りということになります。しからば有する施設はどうするのかと、市内に12カ所ある鉱泉地の中には旅館もありますので、そういう旅館の宿泊を有する施設についてはどんなふうに解釈するかということは、分科会の方で話し合いとなりました。有しない施設ということで話し合いした結果、実際議案として提出する際に、それでは有する施設が救えないのではないかということで、税務の条例改正する担当の段階で、「有しない施設」という文言を「有する施設」として、日帰り者を中心とした方々を課税免除するのだというふうに解釈し直しまして、今日時議員がおっしゃった「しない施設」ではなくて、「有する施設」ということで条例提案させていただいた次第であります。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 44番。

○44番（目時睦男） 今の答弁で一つ理解をしたわけではありますが、関連する部分で別な角度からの質問をさせていただきたいと思いますが、大畑地区は、ご案内のように林業、水産の町、とりわけイカ漁が盛んなころは、旅の船が多く係留をして港を利用していたことから、人口に比して公衆浴場である銭湯が多くあるわけであります。現在も旅の漁業者の利用客が減ってはおりますが、そういう中から事業者は厳しいながらも経営を続けているのが現状であります。国の通達によりますと、老人福祉センターなどの入浴施設と公衆浴場との競合問題の調整についてということで、一般の公衆浴場の廃止との関連や浴場業の経営の安定などに配慮しながら、公衆浴場業の環境衛生同業組合の意見なども十分聴取し、通達に当たられたいとなっているわけではありますが、条例改正の過程で意見の聴取り調整を図ったのかどうかお伺

いをいたしたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） 総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） ただいまご質問ありました旧大畑町の課税対象との整合性をどのように理解しているかのご質問でございますが、合併後の条例は、先ほど市長からお答えありましたように、旧市町村の均衡と激変緩和といいますが、課税している地区と課税していない地区と、4市町村の中にはいろいろ激変と言われるようなことがございましたので、それを緩和するということを考慮しながら整備いたしましたものであります。もちろん整合性につきましても、十分検討したうえで均衡を図り、議会に提案いたしましたと存じております。

2点目の条例改正の過程で意見の聴取、それから調整を図ったかというお尋ねでございます。これにつきましては、税率等重要案件につきましても、先ほど申しましたとおり、合併協議会に協議事項として付託し、協定された後、急激な税負担を回避するという非課税措置を検討いたし、調整してまいりました。議員おっしゃいました同業組合ですか、そちらとの協議等はいたしておりませんでした。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 44番。

○44番（目時睦男） ただいまの答弁と関連して要望したいと思いますが、先ほども大畑地区の経緯なり現況についてはお話ししたような状況で、銭湯の経営者というか、公衆浴場を営んでいる方々については、市民の生活なりそういう点等含めたときに、健康問題等々で県内でも市町村によっては経営の安定を図るといふか、経営の援助をするというような趣旨から助成措置をしている部分もあります。本市では、そのような部分はないわけではありますが、そういう点も含めたときに、今公衆浴場の経営者は大畑地区だけではなくて、本

市全体の経営者の方々が大変厳しい状況にあるという私なりの理解をしているわけであります。そういう面からした場合に、まず一つには、こういう入湯税との関係等々も含めて、やはりその経営者の団体なり等々との連絡調整を図るべきであったし、そういう面で今後のそれら公衆浴場と鉱泉浴場との関係、かかわる入湯税との関係等々も含めて、目配り、気配りをした調整を十分持つていくということを要望しておきたいと思ひます。

かかわる入湯税について、もう一点質問をさせていただきますが、薬研温泉には市の施設として数カ所の源泉からポンプアップして集湯をし、その温泉を各ホテル、旅館に分湯しているわけでありますが、昨年ポンプの故障により分湯できなくなったことから、旅館、ホテルが予約客のキャンセルをせざるを得なくなった、こういう事態が発生したのであります。営業に支障なく修理を行うためには、磨耗部分の部材を事前に購入準備することによって対処できることではあります、当時の状況の中では、予算の事情から、この部材を事前にスペアとして準備することができなかったというようなことから一定の修理期間がかかったと、このようなことであります。そういうことから、今後の対応についてであります、万全を期すためにも入湯税とのかかわりも含めて、このように予約のキャンセルをするというような事態を防ぐためにも、こういう予備的などうか、部材、部品の準備を事前しておくということについての考え方について、担当部局は違ふと思ひますが、経済部だと思ひますが、考え方をお示し願ひたいと思ひます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 薬研温泉の集湯ポンプ故障につきましては、私が出席いたしました薬研町内会との懇談会の席上でも要望事項として承ってまいりました。ただし、ポンプのどの部分をどうい

ようにするかというようなことを考えますのも必要でありましようが、ポンプ全体の老朽化という問題に真正面から取り組まなければならないだろうと、そう考えておりますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

○議長（宮下順一郎） 44番。

○44番（目時睦男） 今市長から答弁がりましたが、確かにこのポンプについては相当な年数を経過しておりますが、老朽化していることについては私承知をしております。そういう面では、次の故障を防ぐという面で、ポンプの全体を取りかえるということも含めて検討するのかどうか、お答えを願ひたいと思ひます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） まず、ポンプが今どのような経年経過があるのか、それらについて調査をして、それによって対応策を確定させるという取り組み方になってまいりますので、ご理解願ひます。

○議長（宮下順一郎） 44番。

○44番（目時睦男） 今お答えありましたが、私は提案であります、ポンプ全体を更新することが近い将来の中でまだ財政的な部分でも無理だとすれば、先ほど言いましたように、当座の措置として、再度の故障の場合に備えて部品のスペアを準備していくという考え方も含めて検討するのかどうか、再度のご答弁をお願いしたいと思ひます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 検討のための調査をするということでお答えしていますから、調査の結果が出てから、それによって対応策を考えるということでもあります。

○議長（宮下順一郎） 44番。

○44番（目時睦男） 調査の結果、建設的な対処を期待申し上げて、入湯税の関係については終わりたいと思ひます。

1点目の本庁舎の建設の関係について、1点だけ再度お聞きをしたいと思います。冒頭の質問の4点目とのかかわりではありますが、冒頭の質問でも触れておりますように、確かに私なりに現在の本庁舎、十勝沖地震の経験とか、いろいろ増築をしてきた等々含めて、老朽化が進んでいるし、狭くて大変だと、職員も大変な環境の中で仕事をしているということについては、市長の認識と同じ認識をしているわけではありますが、しかし財政との関係等々含めた場合に、当面はやはり本庁舎建設ということについては、財政再建がまず先と、私なりにはそう認識をするわけがあります。そういった中で、この部分を現在の実態を解消するとすれば、やはり今の川内、脇野沢、大畑の各庁舎の有効利用という面についても考えていくことが、先ほどの市長の答弁の中では選択肢の一つだというようなことではありますが、そういう点での検討も含めてしていくことだと思いますが、私はとりわけこの現在の各庁舎を、やはり本市の全体化、地域的な全体化を図っていく、こういう点も考えてみた場合に、むつ市全体の活性化というか、そういう点等々見た場合、例えば川内地区の場合には林業の問題については大変やってきています。そういう面では、例えば現在の経済部を川内庁舎に置くと、こういうふうなこととか、猿の問題等々の中では教育委員会を脇野沢庁舎に置くとか、こういう点等も含めて、やはり新しい市民全体が本庁舎一つだけではなくて、それぞれの機能を、地域的な機能を果たしていく中で業務をしていくというふうな部分についての考え方も持つてしかなるべきではないのかと、このように思っているわけではありますが、私の提言等も含めて、市長の所感があればお聞きをしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 合併協議会の組織のあり方について若干振り返ってみたいと思うのですが、合

併協議会は議会の代表として、議長と議会が選んでくれた議員、さらに地域住民の方々が有識者という形で2人ないし3人、そういう構成で審議をする場面と、その中で審議されるための議題を精査するための市町村長会議という部分の二つに分かれて会議を進めてまいりました。具体的に申し上げますと、ちょっと弊害がありますので、漠然と申し上げますと、経済部を某庁舎に丸ごと移すというプランが第1号プランでありまして、これに対しては、移されない町村の町長、村長が猛反対されました。猿の問題も、当然そのような観点から検討を加えられたのでありますが、一つの分庁舎にまとめた部を置くことはよろしくない、やはり本庁に置くべきであるという原案がそこででき上がりまして、それを全体の会議の中でお示しをして、現在行われておりますような取り組みになっているわけがあります。

先ほどもお答え申し上げましたように、行財政改革は常に検討を加えられていなければならないものでありますから、目時議員のご提案も含めて、今後行財政を改善するための委員会等の中にこのような考え方を提示し、検討してもらい、それを議会でご審議いただくというような形に持っていく場面もあろうかと思っておりますので、そのようにご理解を願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 44番。

○44番（目時睦男） 今市長から答弁がありましたので、これから具体的に検討過程も含めて議会との相談がされるものと、このように理解をしておりますし、私たちも市民の代弁者として、今後新しいむつ市の発展のために努力をしていきたいと、このように考えておりますので、議会との相談を十分に果たしていただくよう要望しながら質問を終わっていききたいと思います。ありがとうございました。

○議長（宮下順一郎） これで、目時睦男議員の質

問を終わります。

1時50分まで暫時休憩いたします。

午後 1時40分 休憩

午後 1時50分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

澤藤一雄議員

○議長（宮下順一郎） 次は、澤藤一雄議員の登壇を求めます。14番澤藤一雄議員。

（14番 澤藤一雄議員登壇）

○14番（澤藤一雄） 議員として、この3月6日をもって満1年になりました大畑町選出の澤藤であります。これまで大畑の皆さんの大きなご支援と、市長並びに議員皆様方のご指導を賜りますことに心からの感謝とお礼を申し上げ、むつ市議会第187回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。

旧大畑町にとって、この1年はまさに激動の1年でありました。旧大畑町最後の議会において、私の質問によって大畑病院が入院のできない診療所になることが明らかになり、このことをめぐって命と健康を守るという政治と行政の最大にして最低限度の責任が、今もなお問われているのであります。

さて、市長が施政方針で述べられたように、国の三位一体の改革に端を発する各種構造改革が進められ、増税に加えて医療、年金を含む社会保障制度の見直しが行われ、失業で収入が途絶えたうえに、この先老後の生活に欠かすことができない年金までがなくなるのではないかという社会不安が大きく広がっています。市場原理主義が強調され、新自由主義的傾向が強まる中で、地域間あるいは企業間など、国レベルの格差社会が既に始ま

っているという報道がされています。

さて、我がむつ市に目を転じますと、「半島・山間部人口減少著しく」「下北、国予測を上回る」という報道がありました。日本は、戦争によるもの以外の人口減少という未知の領域に突入しました。しかも、これまで各種の先進的事例は、首都圏から始まるのが常であります。こうした負の現象は、残念ながら地方から始まるようではありません。旧町村の住民は、蔓延していた閉塞感が合併によって払拭され、明るい展望が見えるのではないかと淡い期待をしていたわけではありますが、むしろ地元には行政権限がなくなることで商工業の不振が加速するなど、経済が一気に落ち込んで過疎化が急激に進んでいると実感しています。

私はこの1月、大畑地区木野部集落の皆さんにご協力をいただいて、地域の実態調査をさせていただきました。木野部集落は、世帯数60、このうち65歳以上のいわゆる高齢者のみの世帯は38世帯で、集落全体の63%を占めており、このうち1人暮らしの世帯が20世帯、33%であります。人口は152人、このうち65歳以上の高齢者が76人で、高齢化率が市全体では21.43%に対して50%、75歳以上のいわゆる後期高齢者は33人、市全体では9.76%に対して21.7%を占めているのであります。こうした高齢者世帯の収入は、ほとんどが年金であります。国民年金は、40年間保険料を納めた方が65歳から受給する、いわゆる基準額では79万4,500円、月額にして6万6,200円、これが60歳からの受給ですと30%減額の55万6,150円、月額で4万6,300円であります。公的年金は、八つの法律によって支給されており、職歴により個人によって金額が異なるわけですが、中には国民年金保険料の未納や免除期間があつて減額されている方が多く、むしろ満額受給の方は少ないだろうと思います。それでも夫婦2人が健在なら何とかありますが、ひとり暮らしでこの中から各種税金や

介護保険料、医療費を含むすべての生活費を賄うことは大変なことであります。しかし、木野部は海と山があります。ほとんどの元気な男性は漁船を持ち、ウニ、アワビやタコ、マス、ヤリイカなどの漁業を営み、女性は海藻などいそ漁に従事します。これらが現金化され、あるいは自家消費や土産としてわずかばかりの年金収入を補っているのです。

この調査の中から幾つかの事例を申し上げますと、夫婦2人暮らしで食事や買い物はホームヘルプサービスを利用しているというケース、80代でひとり暮らしの母親が弱ったので、首都圏に住む60代の娘さんが帰ってきていて、休暇をもらって、それでも足りなければ休職をお願いしてきた、だけれども、もう戻れないでしょうというケース。母親を残して息子が出稼ぎに行っているが、40代の息子さんは、いずれも独身というケースが3件、中にはふるさとが忘れられなくて、6年前にUターンしてきたというひとり暮らしの70代の女性と、60代の夫婦の世帯もありました。ことし1月の町内会総会で集まった際、あと30年もしたらこの部落はなくなるのではないかという話になったといいます。30年もつのかという疑問すらあります。そして、それは突然にして市民が一人もいなくなることはないのです。政治と行政が集落の衰退を成り行きに任せるのか、その場合集落の市民がゼロになるまで日々の生活をだれが支えるのか、市街地や住宅のバリアフリーが言われて久しいのですが、集落ではバスで市街地まで通院や買い物をする場合でも、冬は停留所の前が除雪で盛り上がった雪の壁に遮られてバスに乗れずに病院にも行けないことがあると言います。私も現場を確認いたしましたが、急斜面のため、登山道のようにつづら折りの坂道であります。このことで町内会長から、下北交通にバス路線の変更について要望書が提出され、下北交通では専務さん

やドライバーの皆さんが町内会関係者と実際にバスを走らせて検証した結果、安全が確保できないことにより実現できませんでした。今回私は、木野部集落の調査をいたしました。旧町村地区では、多かれ少なかれ同じような状況にあるだろうと思います。

市長は施政方針の中で、「むつ市が格差社会に埋没しないで、むつ市らしさを保って自主・独立の道を歩いていくために、今何をしなければならないか、何をしておかなければならないかが、新市発足間もない私どもに課せられた大きなテーマである」と格調高く述べられました。だとすれば、新市まちづくり計画の基本理念にうたわれる「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」を実現するためにも、この急激な過疎化にただちに対応することが求められます。漫然と集落の衰退を見過ごすのではなく、現状の集落をどうやって維持し、さらには集落自体が元気を回復し、永続的に循環していく仕組みをいかに作るかあります。これは、市内の類似集落の対策を考えるうえでケーススタディーでもあります。そして、それはまさに政治と行政の責任であります。

「息子が東京に來いと言うけれども、木野部は春早くに山菜がとれるし、いそではフノリやイワノリ、ウニやアワビがとれるので、元気なうちはここで暮らしたい」、これは70代ひとり暮らしの女性が話してくれました。人は、なかなか住みなれたところから離れたくないものようでありませぬ。内閣府が行った調査では、都市住民で団塊の世代を含む50歳代の45.5%が週末は田舎で過ごしたいと言い、50歳代の28.5%は、田舎での定住を望んでいると言います。そのためには、医療機関の整備や土地や家屋を安く入手できることなどが条件のようではありますが、まずは今住んでいる市民の方々にいかにして生きがいを持って元気に暮らしていただくかを考えなければなりません。市

長には、市の中心部と格差が拡大して2倍以上と大きく過疎化の進んだ集落に住む新むつ市の市民の状況をどのように認識され、どのような対策を講じられるのか、ご所見をお伺いいたします。

次に、漁業対策についてであります。旧大畑町の来し方を振り返ってみますと、南部ヒノキと言われたヒバ材の生産と、イカを主力とする漁業の町として、多いときには1万3,600人余の人口を擁し、町の部では県内でも1、2位を誇る民度の高い町でありました。時代、環境の変遷とともにこれら産業の衰退を来し、現在は新むつ市の一員となったわけではありますが、町民から市民になったといっても生活が変わるものでもなく、地道に自らのなりわいを全うし、希望を持って努力していくべきものと認識をするものであります。

このような中、水揚げ量が大きく落ち込んでいるとはいえ、やはり大畑地区最大の基幹産業のかなめの施設であります現在の大畑町魚市場は、昭和48年に建築されて以来32年を経過し、老朽化が進んだことから、新むつ市になってから建て替えのための基金条例が整備され、平成17年度、平成18年度にも一部改修が行われますことに心から感謝を申し上げるものであります。

近年の食品に対する安全安心は、米国産輸入牛肉に例を求めるまでもなく、我が国ほど厳しく問われる国はありません。このための改修であり、雨漏りやカモメ、カラスなどによる被害は回避できます。しかし、風が吹くたびに腐食の進んだ鉄骨からばらばらとさびが落ちて、イカの入った発泡スチロールの上や、入札に訪れた仲買人の頭に降り注ぐ、定置網や底建て網の皆さんがヤリイカやカレイを箱詰めしているときに、直接魚にもさびが落ちてくるという状況であります。まさに水揚げされたばかりの生鮮魚介類の衛生管理が問われる事態、魚価の下落も懸念される事態となっているのであります。

また、魚市場が外港の一番奥にあることから、水揚げのために船が航行するたびに引き波によって漁港の静穏度が下がり小型船の係留に適さない状態にあり、加えて川港の護岸改修によって係留場所が狭くなっている状況にあります。地域の基幹産業を元気にし、新しく市民となった大畑地区住民の生活を守るために財政が厳しいことは重々認識をしながらも、早い時期での魚市場改築をすべきだと思いますが、市長のご所見をお伺いいたします。

以上、市長並びに理事者の方々の前向きなご答弁をお願いして、壇上からの質問といたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 澤藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問の第1点目の過疎集落住民の生活支援及び第2点目、過疎集落の再生についてありますが、関連する事項でありますので、一括してお答えいたしたいと存じます。ただ、申し上げておきたいのは、私が住んでおります近川というところは、木野部と同じ状況です。ただ、ちょっと元気があるのは、私がいるからではないでしょうか。それは冗談といたしまして、大畑地区の木野部集落は、人口の半数以上が65歳以上の高齢者であり、高齢化と同時に過疎化も進んでいると、これらの集落に対するむつ市の対策についてのお尋ねであります。

昨年の10月に実施しました国勢調査の速報値によりますと、川内、大畑、脇野沢の3地区の総人口は、昭和35年の2万7,568人と比較して、1万1,757人減の1万5,811人となり、実に42.6%の大幅な減少となっておりますので、過疎集落住民の生活支援は、木野部地域に限らず、全市的な課題として取り組んでいかなければならない問題であります。ただ、一口に生活支援と申しまして、

間口が余りにも広過ぎて、事例を挙げて一つ一つお答えすることは無理がありますが、今現在市が65歳以上のひとり暮らしの方などに対して行っている対策、例えば緊急通報装置や福祉安心電話の貸し出し、あるいは訪問理容美容業サービス、軽度生活援助ホームヘルプサービス事業などが具体的例として挙げられると思います。しかし、集落の地形や構成人口の中身など、集落によって、あるいはそこに住む人によって市に求める支援が異なると思っておりますので、可能な限りそうした声を拾い上げる体制を構築し、取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

集落の再生という大変大きなテーマにも言及されておりますが、悔しい思いでいっぱいであることを前置きして、再生のための有効な施策は残念ながら簡単にお示しすることはできない現実をご理解いただきたいと存じます。ただ、一つ申し上げることができますことは、そこに住んでいる家族を養っていけるだけの所得が得られるかどうかが集落再生の重要なポイントであると考えますので、今まで営んできた農業や漁業の復活も選択肢になり得ると思います。集落再生に関する認識は、澤藤議員と同じものがありますので、この後も澤藤議員を初め議員の皆様方のご意見を拝聴しながら、地道に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

お尋ねの2点目は、魚市場の改築についてであります。大畑町魚市場施設につきましては、昭和48年8月30日に、現在地に耐候性高張力鋼コルテン造り、3階建て、建築面積4,675.9平方メートル、建設費1億7,600万円で建設されてから既に32年を経過しているわけではありますが、澤藤議員ご指摘のように、老朽化あるいはそれに伴う塩害等による腐食が進んでいる現況にあります。また、建設以来長年を経過したことに伴い、位置、構造、

あるいは規模などにおいて、使用に不便な面も出てきている状況であると理解いたします。これまでも必要度、緊急度に応じて屋上の防水改修工事、コンクリートのたたき補修、照明設備の全面改修、あるいは防虫ネットの設置等、比較的大規模な修理や改修を実施してまいりました。これらのことから、平成17年度において、魚市場特別会計に基金条例を設けて今後の建て替えに向けて準備を始めたところであります。

さきの慶長議員へのご回答でも触れましたが、現在大畑地区マリナビジョン構想が検討され、計画策定のための作業を進めている状況であります。新市の将来ビジョンを内包した本計画の策定に当たりましては、魚市場をただ単に改築するばかりでなく、漁業生産体制や水産物の流通加工体制の将来像を勘案しながら、具体的には漁業者の利便性あるいは漁港を取り巻く環境問題、また海洋性レクリエーションの秩序づくり、さらには漁業や海とかわる地域産業の育成や漁業者の減少に歯どめをかける人づくりなども重要な課題になるものと考えているところであります。今後さらによりよい魚市場のあり方について検討を進めるとともに、漁業関係者のご意見はもとより、漁業協同組合や関連する諸組合、あるいは魚市場運営審議会など、関係機関との協議を積み重ねてまいりたいと考えておりますので、具体的な改築時期あるいは規模等につきましては、いましばらくの猶予を賜りたいと存じます。ご理解を賜ります。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（澤藤一雄） ただいまご答弁をいただきましたが、まず初めに第1点目の集落再生の部分でご質問を申し上げます。

今市長は、ご答弁の中でいろいろな福祉対策をもって対応していくのだというようなことでございまして、ただ私は先ほども申しましたように、高齢化率が50%、そして後期高齢者の占める割合

も21.7%、非常に高齢化が進んでいます。福祉対策によるもの、既存の行政施策で果たしてそういう対応が万全に行えるのかというような疑問を持つ、そういう観点から、集落全体を一つのエリアとして、暮らしやすい地域、市民の生活を丸ごと支援するシステムを構築すべきだということを提案申し上げたいのですが、まず3月末で廃校となる公共の財産である佐助川小学校を集落の生活支援拠点施設として再生をするということを考えてみました。そして、その中に最低限度必要な生活用品の共同のマーケットを開設する、二つ目には魚介類の加工品を生産し、首都圏に居住する集落出身者などに通信販売を行う、それから民宿機能を整備して、県が整備した木野部海岸の築いそや、釣り船を活用したブルーツーリズムを展開する、四つ目は、集落出身等のUターンやIターンを誘導する、五つ目は、除雪や庭木の手入れなど、生活支援体制を構築する、これは市長が言われました軽度生活支援の制度の中で、それを中心地から随分離れた地域にありますので、それをどのように集落の中で完結させるかという部分が考えられるだろうと、こう思います。それから、次の除雪や庭木の手入れなど、生活支援体制を構築する、これも先ほどと同じような対応でいいと思います。それから、6点目は、高齢者の孤立を防ぎ、コミュニケーションの確保や運動不足の解消を図ることです。

それから、バスの問題、交通手段の問題であります。壇上から申したように、現在バイパスをバス路線が通っているわけですが、これを旧国道、つまり集落の中心部を通るようにというような要望が下北交通に出されましたが、これが安全上の対策で無理だということになりましたので、あの集落は差し渡し2キロの距離があります。それで、病院に行かなければならないような方がバイパスのバス停に行くまでが大変だと。行ってから除雪

によってできた雪の壁を取り除かなければバスに乗れない。そして、帰ってきたときに、また対岸にそのバスからおりるわけですが、それが同じような状況があると、高速で通行する車があるわけですから、安全上非常に問題があるということです。こういう状況の中から、集落の中でこうした危険なバス停を利用しないでも、集落の端っこの方にある、入り口にあるバス停を利用すれば、そういう危険がないわけですので、国土交通省が法改正をして、自家用車による人の輸送について、市町村やNPOによる事業が可能になりました。この集落のバス停まで市民を輸送するシステムを構築すべきだと、このように思います。

県は、来年度から提案型の事業に合併市町村では1,000万円の事業費に補助率2分の1、つまり500万円の補助金を交付する制度をつくりました。3月末で廃校となる佐助川小学校、教育委員会ではその活用について地元町内会に打診した経緯があるようですが、町内会単独ではなかなか無理だろうと思います。だとすれば、行政がモデル事業として県の補助金を活用し、指定管理者制度を導入するなど、活力を失いつつあるこのような集落を、まさに「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」に再生すべきだと思いますが、市長のご所見をお伺いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 3月31日をもって廃校となる佐助川小学校を活用し、木野部集落地域住民の生活支援を図れとのご意見と伺いました。佐助川小学校閉校後の活用につきましては、教育委員会では木野部及び赤川町内会と何度か相談いたしましたところ、近くに集会所があり、またなかなか他への使い道がなく、特に町内会からの要望はないとの状況であります。したがって、教育委員会では現在佐助川小学校の体育館に大畑地区の民具、二枚橋遺跡等の考古資料を保存しております。

て、今後も歴史的資料の保存のための施設として活用したいとのことであります。仮に議員ご提案の指定管理者制度を導入することにより新たな活用を図っていくといたしますと、そのための種々の条件整備が不可欠でありまして、魚介類あるいは加工品のための機器の整備、また校舎の教室等を宿泊施設へ活用するためには、大幅な改築も必要となるなど、かなり多額の経費を要することは明らかであります。このようなことから、現時点では教育委員会では体育館を活用するという方針でありますし、校舎の教室等の改築には現在の市の財政状況及びコストパフォーマンス等を考えますと、かなり難しいものと思われまます。校舎を活用したそれらの事業等を行いたい方がいれば、校舎を譲渡するといった方法も考えられることから、今後の課題とさせていただきたいと思っております。これは、国が遊休資産をできるだけ民間に買い取ってもらって財源にしたいという方針も示している中で、地方もこれを、手法を取り入れるということも決してできない相談ではないと思っておりますが、私は地域の活性化には、まずお年を召していらしても、元気のある方がいて、地域をまとめるような活動をなさっていただければ、それによって活力を取り戻すための知恵がその地域から出てくるのではないかと思います。

表現がちょっとよろしくないかと思いますが、行政がいわば押しつけたような形でこういうことをやりますよと言っても、サポートする気持ちがなければ、それは単に施設を提供してさしあげるだけのことになってしまう可能性があり、逆にお荷物になるということが経験則的にわかっていることでもありますので、そういう活力のある、若い方であれば、またそれ以上のことはないのでありましようが、お年を召した方でもそういう発想で地域のためにやろうではないかという呼びかけ人をしていただけるような人がいらっしやれば、

これは大変助かるなと思っております。

また、バスの方はまだ相談の余地はあるようでもありますし、必ずしも今走らせているような大型バスでなくても、今はやっていますのがデマンドバスというものがありますけれども、こういうものの検討ができないかということが一つ。さらに、ご発言の中にありましたような少し大型の乗用車でデマンドバスと同じような仕事をしてもらうということも十分可能になってまいりましたから、そのようなものを活用する道はあるのではないかと考えておるところでございます。

いろんな場面で地域の方々とは話し合いをし、そしてその中からできれば地元の中心になるような方が手を挙げてくださることを心待ちにしていきたいと思っております。行政の方で働きかけるのは、物をつくってさしあげる、こういうサービスを提供しますということだけではなくて、今おっしゃいました県が進めている地域おこしのようなものにも行政主導というよりも、行政と協働で仕事をやる意欲を持った人があらわれてくることに期待をしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（澤藤一雄） 今市長の、要は地元で実際にそうしたやる気を示してほしいというような趣旨のご発言でありまして、確かにそういうことなのです。ただ、市長もちょっと言及されましたように、県がすごくUターン、Iターンの呼び込みを政策としてやられるというような今環境になってきておりますので、青森県がやることは、その県内のむつ市でやるというようなことにも当てはまると思うので、ぜひIターン、Uターンを誘導するような、そういう地域に目配りをした政策をしてほしいと。それで、決して私は先ほどの各種福祉対策でそれらが補えるのだというようなことでなくて、そういう今のような事例の集落をどうして支えていくのかという、このことをまず市が真

剣に考えていただきたいということがまず一つあります。そして、その考えていただく、あるいは地域の人たちと行政がいろいろ話し合いを持つと、いいですか、そういう中で、どういうことからなら、できるのだということを見出していただきたいと思います、このように思います。

それから、バスの問題ですけれども、あそこを通っている路線は、佐井線でございます、時間的にはやはり相当の人が乗るのだらうかと、こう思っています、今大型バスが走っているわけですが、ぜひそのあたりも市として、もし市長が言われるように、小さいバスでもいいのだというように、そのようなことであれば、そういうバスの車種についてもぜひ下北交通の方と協議をされて、このバス路線のつけかえというような方向でご努力をいただきたいと、このように思います。この件に関しては、以上のようなお願いを申し上げまして、終わりたいと思います。

次に、漁港問題ですけれども、これに関連してマリナビジョンというようなことについて出てまいりまして、慶長議員の答弁の中にもそのようなことのできましたので、まずマリナビジョンの策定についてのアンケートについてですけれども、どういう形で行われたのか、これから行うのかというようなことについてお尋ねしたいと思います。

それから、平成17年度の河口域の川港ですけれども、この護岸改修では、住民の方々の漁師の皆さんの要望があったのだけれども、係船柱などが設置されなかったというような経緯があります。今後恐らくまだこの護岸改修続くのだらうと思えますけれども、そのあたりの見通しと、いいですか、そうしたものについてお尋ねいたします。

それから、現在の魚市場の位置が、先ほど申しましたように、一番漁港の奥にあるわけです。漁師の皆さんは、出ていくときも、帰ってくるとき

も、出ていくときは早く漁場に行きたい、それから帰ってくるときはぎりぎりまで漁をして、早く帰って荷揚げをしたいというような気持ちから、漁港の中を速く走るのです。そうすると、すごい引き波が、曳航波が起こりまして、漁港内の静穏度が保てないというようなことで、それを遮るものがないわけですので、船が岸壁で揺れると、それで壊れるというようなことで、小型船が係留できる環境にはないわけです。ですから、そういう関連からいって、魚市場の位置が今のところでない方がいいと私は思うのですけれども、漁民の皆さんもそう思っているわけですが、このあたりの考え方をお聞きいたします。

以上、3点についてお尋ねします。

○議長（宮下順一郎） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） 澤藤議員にお答えいたします。

マリナビジョン計画につきましては、先ほど市長から大きなくくりでご答弁申し上げておりますので、私の方からは、澤藤議員の具体的事項についてお答えさせていただきます。

まず、どのようなアンケートが行われたのかということでございますけれども、アンケートにつきましては、昨年7月中旬に配布しまして、8月下旬までに回収されております。配布の方法は、県から漁協がお願いされ、大畑漁港、木野部漁港、それから正津川漁港を利用している組合員に約150部配布しております。それで、そのうちの52部が回収をされております。アンケートの内容は、まず一つが目標とする地区の将来像、それからその将来像の実現に向けて取り組むべき施策、それからもう一つが水産基盤整備の構想、設定はこの三つで、県があらかじめ設定したものは、それぞれの項目をさらに細分化して多岐にわたっておりまして、漁業者の声が反映しやすいアンケート内容となっております。懇談会は、昨年11月24日、

大畑庁舎会議室で県職員 3 名、市職員 4 名、漁業者側からは一本釣り漁業者、それから小型イカ釣り漁業者など組合員 5 名、漁協職員 2 名、計 14 名でアンケート結果についての意見交換をし、この結果に基づくマリナビジョン計画策定についても意見交換をしております。今後の予定は、大畑地区のマリナビジョン構想は現在策定作業中でありますけれども、今月末に各地区の構想が確定することとなっております。

それから、2 番目でございますけれども、護岸改修、係船柱が設置されなかった経緯でございますけれども、これは漁港区域内の大畑川右岸における護岸改修工事では、漁船が係留可能な施設の設置に対しまして、河川の幅を狭めるなどの理由で河川管理者の同意を得られなかったために、現在の施設の形になっていると聞いております。

それから、今後の計画ということですが、現行の平成 14 年度から平成 23 年度までの漁場整備計画は、前期 5 年が終了した際に見直すことになっておりまして、平成 19 年度からは現在県が策定中の大畑地区のマリナビジョン構想をもとに策定された次期計画が開始されますので、漁業者の方々が望んでおられる漁港等の施設整備が図られることを期待しているところでございます。

それから、3 点目のご指摘のありました魚市場の位置でございますが、昨年の懇談会の席でも同様のことが話題となっております。魚市場の位置は、漁港全体の効率的な利活用を図るうえで重要な問題でありますので、将来において新設する際は現在の位置ではなくて、漁港中央部の製氷施設周辺が作業効率を考えれば適地であると、そういうふうな意見集約をされております。

それから、荷揚げの漁船が漁港内を航行することから、静穏度が保てないということですが、これについても懇談会でも同様な意見がございました。小型漁船の係留施設整備の構想の中

では下北ブランド研究開発センター、海側にある船揚場と漁港中央部との間にある岸壁を整備しまして、小型漁船を収容することになっておりまして、次期計画の早い段階で着手する計画であると、そのように聞いております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 14 番。

○14 番（澤藤一雄） ご答弁をいただきました。それぞれマリナビジョンのこのアンケートの、随分回収率が低いなというように私は思いますし、また懇談会の参加者にしても、漁業者の方が 5 名、漁協が 2 名ということで、随分少ないなというように思っております。

それから、河口域の護岸の改修についても今後行われると、そして今まで工事が行われた部分については、いわゆる河川としての川水を流してやるというようなことに主眼を置いて整備したのだというようなことだろうと思うのですが、ここの時点で漁業者の皆さんからも意見が、意見を聞いた経緯があると。だけれども、意見を述べたこととでき上がったものが違うというふうなことでございました。

漁港の、魚市場のこの位置についてはわかりました。今後も川港の整備が行われるということでございますので、ぜひ外港の静穏度を保つということとあわせて、河口港の整備についても、漁師の皆さんの意向が十分反映されるように意見を吸い上げる仕組みをちゃんと考えてほしいと思うのです。私昨年 6 月の一般質問でも言ったように、木野部地区に行政の側の思いでつくった階段護岸を 7 年ぐらい後になってから壊して、かわりに自然石による築いそをして、それが消波施設に置きかえられたのだというようなことを申し上げました。これは、何回もワークショップを開いて地域の皆さんの意見、思いを入れて、そういう公共事業を日本で初めてコンクリートの構造物を壊して

自然石に置きかえるということがやられたわけです。これは、もう国がオーケー出しませんので、今後はできないと思います。かように公費を投じてつくったものを壊すというようなことについては、あるいは改修をし直すということは難しいわけです。

今釧路川の蛇行を再生するというようなあたりで北海道開発部が動いているようですけれども、二重工事ではないかというようなことが言われています。事ほどさようにそうしたものだろと思うのです。だとすれば、つくる前に、だれのためにつくるかであります。役所のためにつくるのではなくて、長年そこに住んで、それを活用する人のためにつくるのだという、この意識に立って、国・県に対するセンターの役回りを市がちゃんと果たしていただいて、住民の皆さんの声が反映される施設の整備であり、計画の集約であろうと私は思うのです。ですから、そういう十分に漁師の皆さんの意見が集約される形での市が責任を持った集約をしていただきたいということをお願いします。お願いして、そういうことをやっていただけるか、お答えをいただきたい。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） ただいまご発言のようなことについては、今後地元にあります県の出先が局に格上げになるというようなこともありまして、随分こちらにも目を向けていただけるのだろうと、そういう考え方に立って、積極的に交渉を進めてまいりたいと思います。

○議長（宮下順一郎） これで、澤藤一雄議員の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（宮下順一郎） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明3月23日は付託議案審議、議員提出議案上程、提案理由説明及び審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時40分 散会